

令和4年第2回定例会

(第3日)

令和4年6月7日

令和4年第2回平川市議会定例会会議録（第3号）

○議事日程（第3号）令和4年6月7日（火）

第1 一般質問

○本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

○出席議員（16名）

- 1番 葛西 勇 人
- 2番 山谷 洋 朗
- 3番 中 畑 一二美
- 4番 石 田 隆 芳
- 5番 工 藤 貴 弘
- 6番 工 藤 秀 一
- 7番 福 士 稔
- 8番 長 内 秀 樹
- 9番 佐 藤 保
- 10番 山 田 忠 利
- 11番 大 澤 敏 彦
- 12番 原 田 淳
- 13番 桑 田 公 憲
- 14番 齋 藤 剛
- 15番 工 藤 竹 雄
- 16番 齋 藤 律 子

○欠席議員（0名）

○地方自治法第121条による出席者

市 長	長 尾 忠 行
副 市 長	古 川 洋 文
教 育 長	須々田 孝 聖
選挙管理委員会委員長	大 川 武 憲
農業委員会会長	今 井 龍 美
代表監査委員	鳴 海 和 正
総務部長兼健康福祉部理事	對 馬 謙 二
総務部総務課長兼選挙管理委員会事務局長	佐 藤 崇
財 政 部 長	西 谷 司
市民生活部長	今 井 匡 己
健康福祉部長	工 藤 伸 吾

経 済 部 長
建 設 部 長
教育委員会事務局長
平川診療所事務長
会 計 管 理 者
農業委員会事務局長
監査委員事務局長

對 馬 一 俊
原 田 茂
一 戸 昭 彦
宮 川 厚
古 川 聡 子
小笠原 健
成 田 満

○出席事務局職員

事 務 局 長
総務議事係長
主 事

小 野 生 子
河 田 麻 子
藤 木 遥 奈

○議長（桑田公憲議員） 皆さん、おはようございます。

会議に入る前に、議場内の議員、理事者並びに傍聴者の皆様に申し上げます。携帯電話、タブレットは音の出ない操作を、また、傍聴及び視聴されている方々に誤解を与えない利用形態をお願いします。傍聴席では議事進行の妨げにならないように静粛をお願いします。

本定例会中、新型コロナウイルス感染予防のため、本会議場の扉を開放しております。会議中は常にマスクの着用をお願いします。

ただいまの出席議員は16名で、定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

日程第1、一般質問に入ります。

質疑応答の時間は、おおむね1時間以内とします。また、会議規則第62条第2項の規定により、タブレットに掲載しております一般質問通告一覧表の内容と関連のない質問及び答弁を求める者以外への質問は、原則として許可されませんので、御注意ください。

議員におかれましては、傍聴者や市民の方に分かりやすい質問を、また、理事者側においても同様の答弁をお願いします。

それでは、一般質問を行います。一般質問通告一覧表のとおり、本日は、第6席から第9席までを予定しております。

なお、第6席、葛西勇人議員より一般質問に関する資料について事前に配付の申出がありましたので、これを許可しております。

第6席、1番、葛西勇人議員の一般質問を行います。

葛西勇人議員、質問席へ移動願います。

（葛西勇人議員、質問席へ移動）

○議長（桑田公憲議員） 葛西勇人議員の一般質問を許可します。

○1番（葛西勇人議員） おはようございます。ただいま議長より一般質問の許可を頂きました、第6席、議席番号1番、新生会の葛西勇人でございます。それでは通告に従いまして一問一答方式にて質問をしてみたいと思います。なお質疑において、お互いに確認をしながら進めてみたいと思いますので、両面4ページの資料を配付させていただきました。御参照いただきたいと思います。

質問に入る前に、今年度の当市に交付される地方創生臨時交付金である約1.5億円の使い道について、市長に検討のお願いがございます。市民の方からの提案ですが当市独自施策として、マイナンバーカードに公金受取口座を登録した方に、その口座に5,000円を給付するという案でございます。予算としては1人に5,000円。人口が3万人と計算して約1.5億円となります。これにより、当市のデジタル化に向けた取組の最優先事項であるマイナンバーカードの普及率が、現在42%前後と横ばいになっている状況に対しての打開策となります。また市民には国から7,500ポイントが付与されるというメリットもあります。さらに、当市においては児童手当や年金、所得税の還付金、その他給付金などの業務負担の低減効果があります。市長からは、いつもどおりばらまきとの批判を受けそうですが、今後ますますひどくなると予想される物価高騰対策にもなり、一石二鳥、三

鳥にもなる面白い提案であると私は考えております。9月定例会にて私から一般質問いたしますので、それまでに御検討をお願いします。

それでは、1 官製談合などの不正行為防止策について、質問をいたします。資料1を御覧ください、説明に入る前に資料左側下段の(3)罰則の表の中の入札談合関与行為における罰則部分について、5年以下の懲役または500万円以下の罰金と記載していますが、正しくは、5年以下の懲役または250万円以下の罰金でした。お詫びの上、訂正をお願いします。

まず、(1)官製談合とは、国や地方自治体による事業などの発注の際に行われる競争入札において公務員が談合に関与して、不公平な形で落札業者が決まる仕組みのことで、(2)これについては、入札談合等関与行為防止法にて、談合の明示的な指示など主に4つの行為を禁止しております。(3)これらの禁止行為を行った公務員は、この表の罰則にあるとおり厳しく処罰処分されるとともに、失職も避けられないことは言うまでもありません。また、市政に対する市民の信頼を大きく失墜させることにもなります。しかしながら(4)最近の青森県内では令和2年12月に西目屋村贈収賄事件、令和3年6月に鶴田町贈収賄事件、そして今年令和4年5月に今別町官製談合事件と毎年のように官製談合事件が繰り返され、首長や職員の方が逮捕されるという危機的事態となっております。(5)談合などの不正行為を防止するために、民間企業では主に7つの対策に取り組んでおりました。1 適正な入札及び契約を行うためのガイドラインの作成、2 守秘義務の徹底、3 厳重な情報管理、4 不正行為を起こさない風通しのよい職場づくり、5 コンプライアンスの強化、6 相談・通報窓口の設置や内部通報職員の保護、そして、7 デジタル技術の活用です。

以上の対策を参考に、まず質問(1)当市の取組について伺います。官製談合などの不正行為を防止するため、本市としてどのような対策を講じているのか。適正に入札や契約が行われるように、ガイドラインの作成や職員研修の実施など、具体的に取り組んでいることがございましたら、その概要をお知らせください。また電子入札システムを導入しているのか、していないのであれば導入予定をお知らせください。

次に質問(2)最低制限価格の管理について伺います。今別町官製談合事件では、町長自らが最低制限価格を決めていたなどの報道がございました。そこで建設工事の入札において、本市において最低制限価格をどのように設定し、管理をしているのかお知らせください。

次に質問(3)随意契約における業者選定について伺います。鶴田町贈収賄事件では、職員が町発注の随意契約工事をめぐり、特定業者が有利になるように便宜を図って現金数十万円を受け取ったという疑いがかかっております。随意契約の場合、競争に付することが不利と認められる場合は別として、業者選定の透明性がかなり低く、そのチェックも容易ではありません。そこで本市では、その場合に業者選定の基準はあるのか、もし要綱等が定められているのであれば、その内容をお知らせください。また、不正行為防止に向けて取り組んでいることがありましたらお知らせください。

最後に、質問(4)内部通報者の保護について伺います。職員などによる内部通報は、これにより多くの不正行為が発覚していることを踏まえれば、官製談合などの不正行為防止策として重要であることは言うまでもありません。本市では公益通報者保護に関する

る規則などを制定しているのか、制定している場合、通報者が特定されないような体制となっているのか、また、通報したことにより人事効果に影響が出たり、解雇などの不利益を受けることはないのか、当市の見解を求めます。

○議長（桑田公憲議員） 市長。

○市長（長尾忠行） おはようございます。

私からは、官製談合などの不正行為を防止するために行っている当市の取組についてお答えをいたします。

議員御指摘のとおり、官製談合は建設工事等の競争入札において、発注者である地方自治体の職員が入札談合に参与して、不公平な形で落札者が決まることを指します。近年、県内の自治体でも官製談合による逮捕者が出るなど、改めて競争入札には公平さや透明性に加え、厳重な情報管理が求められていると感じております。

当市における取組につきましては、まず、契約事務に携わる市職員が適正に入札、契約の事務処理を行うためのガイドラインとして平川市発注事務取扱要綱を定めております。このほか、発注から契約までの流れをマニュアル化した契約事務フローチャートや契約事務における注意事項、平川市随意契約ガイドラインなどを定め、地方自治法施行令や市財務規則の規定に基づいた事務手続を行っております。職員研修などの取組については、後ほど財政部長から答弁させます。

次に、内部通報者の保護についてであります。令和2年の公益通報者保護法の改正により、労働者が300人を超える事業者に内部通報体制の整備が義務付けられました。当市におきましても、昨年度から準備を進め、平川市不正防止内部通報に関する規程を6月1日から施行しております。規程の内容としては、通報者の特定を防ぐため、職員が知り得た行政運営上の違法行為等に関して、匿名通報も可能としているほか、内部通報の処理に係る担当職員に対し、秘密の保持を規定しております。また、通報者に対する内部通報を行ったことを理由とした免職や減給などの不利益な取扱いを禁じており、仮に不利益を受けるおそれがある場合には、調査の上、改善・防止策を取ることとしております。

このほかの御質問については、財政部長より答弁させます。

○議長（桑田公憲議員） 財政部長、答弁願います。

○財政部長（西谷 司） 私からは、初めに官製談合の不正行為防止策に係る職員研修の取組についてお答えいたします。

この職員研修であります。まず、庁内各課の契約事務に携わる職員向けの研修といたしまして、財政課契約担当職員が内部講師となり、ガイドラインに基づいた研修会を不定期に実施し、適正な契約事務の執行について注意喚起をしております。また、財政課契約担当職員に対しては、国の市町村アカデミーや県自治研修所等が実施する、より専門的な研修を受講させ、職務上知り得た情報を管理することの重要性を認識させることにより、コンプライアンスを推進しております。

次に、電子入札システムについてお答えいたします。電子入札システムは、これまで紙により行っていた入札を、インターネットを利用して電子的に行うシステムであります。このシステムを導入することで、入札の過程や結果が公表され、透明性が向上するほか、各種書類が電子化されることにより、業者負担の低減、職員の事務負担及び事務

処理ミスの低減にもつながるなどのメリットがあります。しかしながら、当市単独での導入は、イニシャルコストが約1,000万円、年間のランニングコストが約600万円と高額であるという理由から、導入を見送ってきた経緯があります。そのため、今後においては、複数の市町村で共同実施できないか、その可能性を探っていきたいと考えております。

次に、最低制限価格の管理についてお答えいたします。最低制限価格制度とは、地方自治法施行令の規定に基づき、競争入札において予定価格の制限の範囲内で、落札価格の最低限度の基準を設定し、落札者を決定するもので、不当に安い価格で受注することで、手抜き工事や、受注者の労働条件悪化などを避ける目的があります。このため、当市では平川市建設工事最低制限価格制度実施要領及び平川市業務委託契約等最低制限価格制度実施要領を定め事務処理を行っております。最低制限価格は建設工事については予定価格が130万円を超えるもの、また業務委託については予定価格が50万円を超えるものについて設定しており、予定価格の算定基礎となった額に所定の率を乗じて得た額としております。なお、最低制限価格については、財政課で算定したのち、市長から決裁を受け決定し、その管理については入札当日まで施錠管理しております。

次に、随意契約における業者選定についてお答えいたします。随意契約は、地方自治法施行令の規定に基づき、市財務規則で定める額を超えないときや、その他事情がある場合に、競争入札によらず契約することができるもので、その額は、当市においては工事130万円、業務委託50万円以内としております。また、随意契約の相手方は、原則として発注しようとする事業を履行できる者が2者以上あるときは、見積り合わせにより決定しますが、予定価格が10万円以下の場合や、特別な事情があり、かつ競争性がないときは、1者のみから見積書を徴取し、契約の相手方とする場合もあります。業者の選定方法につきましては随意契約における事務処理要領の規定に基づき、入札参加資格者名簿の中から選定し、見積書を依頼する業者数は、原則として建設工事については5者以上、建設工事以外については3者以上を選定することとしております。なお、随意契約は、発注から契約までを担当課において行うため、見積書を依頼する業者が特定の業者に偏ることのないよう、随意契約何時に業者名とその理由を明記して起案、決裁することで、複数の職員によりチェックできる体制としております。

○議長（桑田公憲議員） 葛西勇人議員。

○1番（葛西勇人議員） それでは（1）当市の取組について質問をさせていただきます。まずですね、おそらく今この入札等に関しては財政部さんのほうがですかね、そういった対応されてるのかなと思われるんですが、やはり1つ、コンプライアンスの部門っていうんですかね、そういった専門部署をきちんと整備して、第三者機関というわけにはいかないかもしれませんが、監視、管理していくべきではないかと思っておりますがいかがお考えでしょうか。

○議長（桑田公憲議員） 総務部長、答弁願います。

○総務部長（對馬謙二） 葛西勇人議員のコンプライアンスについて、専門の部署というふうな御質問でございますけれども、まずは、コンプライアンスの推進は、法令・規則のみならず、公務員倫理の遵守を目的としており、市の全ての部署に当てはまる重要な取組であるというふうに考えます。市では、平成28年度においてコンプライアンスに係

る職員研修を行っております。ただ、専門部署の設置ではなく、こうした研修を重点的に実施し、職員一人一人の資質を向上することによって、コンプライアンスの強化につながるというふうに考えてございますので、今後もこのコンプライアンスの研修等については、取り組んでまいりたいということで進めていきたいというふうに考えております。

○議長（桑田公憲議員） 葛西勇人議員。

○1番（葛西勇人議員） 民間企業ではですね、やはり、このコンプライアンスっていうの、信頼を大きく失墜させるということで、きちんと専門部署を設けて、そして研修も不定期ではなくて定期的に、要は職員の方々全員に実施していくと。私も資料に書いてますけども職員といった方がウェブ研修を受けたり、また、このコンプライアンスの専門部隊の方が集合研修を各部署に行つて、談合の最新事案、あるいはその正しい対処法などの情報提供、指導を行うということで、この官製談合、不正行為を防止してきているわけです。私はやはり研修も不定期ではなく定期的に、職員の方々に確実に実施していく、平川市は今のところ大きな不祥事は起きてませんが、やはり青森県でこの3件も収賄事件、官製談合事件が起きてることを考えれば、本市としても危機感を持って取り組んでいくべきだと考えますがいかがでしょうか。

○議長（桑田公憲議員） 総務部長。

○総務部長（對馬謙二） 御指摘のように、研修についても定期的に行っていくということが必要だと思いますので、今後前向きに考えていきたいというふうに思います。

○議長（桑田公憲議員） 葛西勇人議員。

○1番（葛西勇人議員） 続きまして、(2)最低制限価格の管理についてお伺いいたします。ここではやはり一つ私も心配しているのが、長尾忠行市長がどうかっていうわけじゃなくて、首長が逮捕されている事案が大きくなっていると。今話を聞いていると、入札のときに、その最低制限価格も首長には伝えてあるというようなお話でございました。地方公務員法第34条に守秘義務の規定がありますので、性善説に立てば、基本的には誰も情報は漏えいしないだろうと思うんですけど、こういう事件が起きていることを考えればですね、この首長さんがですね情報漏えいできないように、例えば何か今情報を知らせるにしても、それが外に流出しないように何らかの対策みたいなものっていうのは、打ったりしているものなんでしょうか。

○議長（桑田公憲議員） 総務部長。

○総務部長（對馬謙二） 首長、市長に特別な対策をさせているのかっていうふうなことについては、今現在行っておりませんが、それは市長の判断で当然してはならないことですし、しておりませんので、そこについては職員のほうでどうこうという話ではなくてですね、やはりここは市長が当然守るべきことを守って、守秘義務のほうは守っているというふうなことであります。

○議長（桑田公憲議員） 葛西勇人議員。

○1番（葛西勇人議員） 例えばなんですけど、金額も全部教えるのではなくてある程度、例えば概算教えるだとか、例えば入札が近くなれば例えば市長と業者との接触が少なくなるだとか、もちろんそれ職員も含めてですけども、そういうような対策も、私は、体制っていうんですかね、考えてもいいのではないのかなと思いますので、ぜひとも検討

していただきたいというふうに思います。

(3) 随意契約における業者選定について、これについてはですね、この鶴田町の贈収賄事件見てまして、やっぱりこの随意契約ってのは非常に不透明な部分があるなど。もちろん同じ業者がずっと随意契約してると、ちょっと怪しいなっていう考えにはなるんですけども、そうじゃない場合、先ほど、後でも出ますけども、内部通報者等があれば発覚するんでしょうけど、なければ発覚しないような状況になるんだと思います。例えばですけども、チェック体制はやってるという話でしたけど、例えば抜き打ちチェックとか、要は何らかのですね、やはりそういう制度をつくってみてはいかがかと思えますけどいかがでしょうか。

○議長（桑田公憲議員） 財政部長。

○財政部長（西谷 司） 随意契約をする場合の業者選定については、どうしてもその業者を選定しないければならない理由がそこにはあるわけですし、技術力であったりそういう実施可能な業者を設定することから、業者数をそれぞれの金額に応じた数だけ設定しているものでございます。この中での抜き打ち調査の手法としまして、何か考えられないかということでございますが、選定した段階で、それなりに厳選に審査しているということでございますので、その点は御理解いただきたいと思えます。

○議長（桑田公憲議員） 葛西勇人議員。

○1番（葛西勇人議員） それではあと（4）内部通報者の保護について質問いたします。6月1日から改正公益通報者保護法が施行されて、当市でもそれに向けて準備をして、要は規定を設けて1日から開始してるという御答弁でございました。その中でちょっと私1点確認したいのが、匿名通報等がオーケーだということでございますけども、通報先というのは第三者、弁護士とかになるのでしょうか、それとも市の職員になるのでしょうか、お知らせください。

○議長（桑田公憲議員） 総務部長。

○総務部長（對馬謙二） 内部通報の窓口については、総務課になります。

○議長（桑田公憲議員） 葛西勇人議員。

○1番（葛西勇人議員） 市の職員で情報が漏えいすることはないのでしょうか。個人特定されることはないのでしょうか。ちょっとそこは心配になるのですが、どのようにして情報管理していくのか、一般的に市の職員の方は3年で交代していくというか、そういったことも聞いていますが、そういう、要は通報受ける側の信頼性をどう高めていくのかどのように考えておりますでしょうか。

○議長（桑田公憲議員） 総務部長。

○総務部長（對馬謙二） まず総務課の、通報を受ける側の信頼を高めるというふうなことの御質問でよろしいでしょうか。今、6月1日から施行されました内部通報の平川市不正防止内部通報に関する規定、そこについては徹底して職員の方に業務として熟知させて進めていきたいと考えてます。そこについては信頼を高めるというよりも、あくまでも職員として、その業務の中で通報の規定のほうを考えていって、業務で自分の仕事は、というふうなことで考えていきますので、信頼というよりもあくまでも業務という考え方で進めたいと思っておりますのでよろしくお願ひしたいと思えます。

○議長（桑田公憲議員） 葛西勇人議員。

○1番（葛西勇人議員） 通報者保護制度は、今は官製談合防止ということでの切り口でやっていますが、パワハラ、セクハラ等の通報先にもなるわけでございます。総務部の職員の方が通報窓口で、職員の方が本当に信頼を置いて通報できるでしょうか。私としては少し心配なので、それはそれで設けてもいいので、やはり弁護士さん等の第三者の窓口も設定すべきだと思いますがいかがでしょうか。

○議長（桑田公憲議員） 総務部長。

○総務部長（對馬謙二） パワハラ、セクハラの話もありましたけども、その担当職員のほうも窓口を課長補佐級ということでも定めております。必ずしも総務課だけではなく、その職場におけるパワハラ、セクハラの担当もございます。確かにその弁護士さんとかも別に頼んで、相談できる窓口というふうなこともありますけども、まずはその内部の問題は内部で、総務課のほうは公正な形の対応をさせるように、前向きに取り組んでまいりますので。まずは職員の中での、総務課の中での協議をして、そのような疑念を持たれないような、相談できる体制を構築していきます。

○議長（桑田公憲議員） 葛西勇人議員。

○1番（葛西勇人議員） 私は心配です。例えば民間企業だと、弁護士さんもありますが、例えば労働組合だとか、そういったところも窓口になったりして、要はですね、職員の方が選択できるような制度になっております。私としては、いま一步、ほかの自治体でも弁護士さんを窓口にしているケースもありますので、その辺のところですね、総務部長、ぜひとももう一度検討していただきたいというふうに思います。残念ですけども、いくら不正行為防止の制度やルールをつくっても、再発はやはり繰り返されていきます。しかし、そのリスクを小さくするためには、やっぱり私は定期的な研修、そしてそれによって不正行為の最新情報、そして正しい対処法を繰り返し職員の方が認識して、不正行為を起こさない風通しのいい職場づくりをすることが大事だと思っておりますので、改めて当市でも官製談合などによる不正行為防止の徹底を求めて、この質問を終わりたいと思います。

次に、2 教員の働き方改革の取組について質問をいたします。資料2を御覧ください。

（1）現状について、文部科学省が実施した調査である全国の公立学校の教員不足の状況によると、全国の公立小・中学校、高等学校及び特別支援学校において、令和3年4月の始業日時時点で、2,558人の教員が計画どおり配置されておらず、青森県においても小学校9校で12人、中学校4校で5人、高等学校1校で1人、特別支援学校2校で3人が不足していることが分かっております。文部科学省が実施した調査である全国の小・中学校と高等学校など、総計の教育採用試験競争率の推移によると、平成12年の13.3倍を境に競争率は減少してきており、令和2年度は3.9倍と最低値にあと0.2ポイントのところまで迫っております。これは団塊世代の教員の大量退職に伴い、採用者数を増やしたことが大きな要因ではありますが、採用が好調な民間企業などに人材が流れていることなどにより、教員採用試験の受験者が減少傾向であることも挙げられております。

（2）課題について、教員不足の原因としては学校現場の多忙化や長時間労働の慢性化などを嫌厭するために、教員を志望する者が減少していることが挙げられており、その課題解決に向けて国・県・市が一体となって教員の働き方改革を実施していかなければ

ばならないことは急務であると考えます。

また、(3) 調査データとして東洋経済新報社が全国600人の小・中学校と高校の教員に向けて実施したアンケート調査によると、1日の学校にいる平均時間が10時間以上が一番多く、長時間労働を裏づけております。また授業以外で時間を取られている業務を見ると、授業準備、会議打合せ、事務報告書作成が上位となっており、これらの業務負担の軽減が必要と思われれます。

そこで、質問(1) 当市の職員の業務負担の現状と課題について、当市の小・中学校では、計画どおりに教員が配置されているのかどうかお知らせください。また、教育委員会では当市の教員の業務負担について把握しているのか、把握しているのであれば現状と課題をお知らせください。

次に、資料(4) 今後の当市の取組提案として、一般的には学校に限らず、どこの現場においても業務負担軽減などの働き方改革には、時間を要することは言うまでもありません。私としては教員の業務効率化による指導業務、自己研さん時間の増加と長時間労働の解消を目的に、当市の教員の業務負担の現状と課題を踏まえて、教員の業務負担軽減に向けた取組を早急に実施していくべきだと考えています。例えば他の自治体において、教員の業務効率化に有効な事例として、成績処理事務報告書の作成などが効率化できる校務支援システムの導入や、教員間の教材・資料の共有化と再利用ができる情報共有システムの導入など、ICTを活用した取組が挙げられておりますが、本市としても早急にこれらを導入して活用していくべきであると考えます。

そこで、質問(2) 教員の業務負担軽減に向けた取組について、既に実施している取組はあるのか、また教育委員会として今後の働き方改革の方針と、その取組計画などについて見解を伺います。

○議長(桑田公憲議員) 教育長。答弁願います。

○教育長(須々田孝聖) 当市の教員の業務負担の現状と課題について、まずお答えいたします。初めに当市の教員配置であります。議員御指摘のとおり、一般教員における文部科学省からの配分定数については、非常に厳しい状況が続いております。本市においても、令和3年度の始業日時点では、13校のうち2校2名が欠員となっており、不足分の教員につきましても、例年同様に教員免許を有した臨時講師の配置により、通常どおりの学校運営ができています。

次に、教員の業務負担の現状であります。教育委員会では毎年、長時間勤務実態調査を実施し、業務負担の把握に努めております。令和3年6月の調査では、月45時間を超える時間外勤務をしている教員は、小学校で57%、中学校では84%と非常に多い状況にあります。内容としましては、議員お示しの調査データ資料にもありますとおり、通常の授業対応以外の、教材研究などの授業準備や事務・報告書作成、成績処理などが、教員の長時間労働の要因となり、教員の業務負担となっているのが実情であります。

近年、学校が抱える業務が複雑化・困難化する中で、教員が担うべき業務も多様化し、これらを解消すべく、管理職である校長や教頭が工夫を凝らし、できる限りの業務改善に取り組んでおりますが、まだ業務の効率化が追いついていないことが課題であると捉えております。

次に、教員の業務負担軽減に向けた取組についてお答えいたします。教育委員会では、

教員の業務負担軽減のためには、まずは長時間勤務実態の把握が必要であると考え、タイムカードによる勤怠管理を導入しております。導入効果としては、勤怠管理データを収集し、長時間勤務実態調査を行うことにより、業務の見える化が図られ、学校管理職及び教育委員会それぞれが担うべき役割が明確となり、できる範囲でより効果的な対応が可能となりました。

現在のところ、学校現場では長時間労働や予備軍となっている教員に対し、必要に応じ管理職から業務指導を行っており、今やるべきことをやれる範囲で、計画的に実施することを目標にして取り組むよう、きめ細やかな指導を行っており、このことにより、仕事量の適正化が徐々にではありますが、図られてきているところであります。

一方、教育委員会では、教員の部活動指導時間の負担を軽減するため、令和2年度から新たに要望のあった中学校の運動部活動に対し、部活動指導員を配置するなどして、負担軽減を図っております。

そのほか、令和2年度には学校間のネットワーク環境を整備し、市内学校ごと及び全校がクラウド上でデータを共有できる環境を構築しております。このクラウド上の共有フォルダでは、各教員が作成した授業で使う教材などの電子データを、市内学校間であれば13校全ての教員が自由に利用でき、授業の支援として業務負担軽減のための1つの役割を担っております。

教育委員会は、引き続き学校と協力しながら、教員の長時間労働解消に向け、教員の意識改革を促すとともに、業務効率化を目的とした統合型校務支援システムの導入など、関係部署とも連携を取りながら、教員の業務負担軽減に取り組んでまいります。

○議長（桑田公憲議員） 葛西勇人議員。

○1番（葛西勇人議員） まず、(1)当市の教員の業務負担の現状と課題についてですが、今、教育長から答弁もあったとおり、私の作った資料含めてですけども、大体同じ認識なのかなということ、今、教員の業務効率化に取り組んでるが、まだ追いついてないということが課題だということも分かりました。

そこでちょっと教育長に1つ、私勉強のために教えてもらいたいんですけども、教育長として、以前、校長先生もやられていたということもありますけども、この業務の中でですね、やっぱり一番、その当市の教員の場合ですね、業務の中で一番やっぱり時間かかっているなというものってのは、教育長、何だと思われておりますでしょうか。

○議長（桑田公憲議員） 教育長。

○教育長（須々田孝聖） 一番と言われた場合に、それが軽減されれば、おそらくかなりの負担が軽減されるのではないかということにつながると思うんですが、学校現場はいろいろ複雑化しております。それから、持つ学年、学級、それから中学校で言ったら教科、そういうものでも様々なことが要因となっておりますので、これといった一番大きくなっていうのを挙げると、それは難しい。

ただ言えるのは、先生方は本来であれば、教材研究をして、きちんと授業する計画を立てるのに一番時間取られるのが本来の姿なんですけども、いろいろ挟まってくるものがある。それから授業以外にも、担当の行事の計画、そういう文書の作成、その間に保護者からのクレーム、それからけがしたというような、本来の業務以外のものが多岐にわたっているということが、一番大きな原因かなと思います。ここで挙げられている時間取

られるのは、これがなければよいというもののございませぬ。全部必要です。

○議長（桑田公憲議員） 葛西勇人議員。

○1番（葛西勇人議員） 分かりました。要はいろいろなことがいっぱい入ってきて、先生方もてんやわんやになってるってことですね。そういうことも踏まえてですね、ぜひとも今後とも業務負担、今ごちゃごちゃになってますけど、一つ一つ整理してですね、ぜひとも効率的な業務になるようにですね、教育長も先頭に立ってですね対応をお願いしたいと思います。

続きまして、(2) 教員の業務負担軽減に向けた取組について、再質問させていただきます。校務支援システムの導入を検討されていると御答弁がございました。今、具体的にいつ頃導入したいと考えているのかお知らせください。

○議長（桑田公憲議員） 教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（一戸昭彦） 校務支援システムなんですけども、この導入につきましては、各学校長に働き方改革の負担軽減について、意見をいろいろ聞いた中で最もやはり要望のあるものでして、このシステム導入につきましては令和5年度以降、できるだけ早期に関係部署と協議して導入したいと考えております。

○議長（桑田公憲議員） 葛西勇人議員。

○1番（葛西勇人議員） 校務支援システムですね、やはり導入してからもいろいろと関係書類のフォーマット作成とか、教員のデータ入力だとか、いろんな業務のルール見直しとか、最低でもやっぱり1年とかかかるので、ぜひとも導入を早くしていただくようにお願いをいたします。

もう1点、再質問させていただきます。現在ですね、報道等でもありますが、スポーツ庁の有識者会議では、運動部活動の地域移行に関する検討会議を継続的に開催して文部科学省では学校の働き方改革を踏まえた部活動の改革について、休日における部活動の段階的な地域移行を進めようとしています、これについて現状の考え方についてお知らせください。

○議長（桑田公憲議員） 教育長。

○教育長（須々田孝聖） スポーツ庁では、令和3年10月より休日の運動部活動の段階的な地域移行について、令和5年度以降、段階的に実施することを目指し、検討会議が今まで8回ほど開催され、スポーツ庁の有識者会議では、地域移行を実現するべきだとする提言を了承しております。この中では、中学校における部活動改革の方向性が示されており、学校設置者は休日に教科指導を行わないことと同様に、休日に教師が部活動の指導に携わる必要のない環境の構築を目指すことや、部活動の指導を希望する教師は、引き続き休日に指導を行うことができる仕組みの構築を行うこととされております。

これらを踏まえ、当市においては、休日の指導や大会への引率を担う地域人材の確保等、合理的で効率的な部活動を推進するため、今後も、国及び県の動向を注視するとともに情報収集に努め、取り組んでまいりたいと考えております。

○議長（桑田公憲議員） 葛西勇人議員。

○1番（葛西勇人議員） 報道によりますとですね、休日の部活の地域移行については、教員の負担軽減というメリットはあるものの、今度は逆にですね、外部の指導者に対価を支払う場合の保護者の負担増だとか、外部指導者の確保が難しい、スポーツクラブが

ないなどの新しい課題もあるようです。当市でもですね、当市の現状を踏まえて慎重に取り組んでいくことをお願いいたします。以上でこちらの質問を終わらせていただきます。

最後に、3 ゴルフ振興策について質問いたします。資料3を御覧ください。説明に入る前に、資料右側下段の平川市のゴルフ場利用者数について、資料では全国のゴルフ利用税交付金における、当市のその割合から、利用者数を推定しておりましたが、昨日、財政部より、実際の利用者数情報を頂きましたところ、平成28年度が約4万3,100人、平成29年度が約4万4,200人、平成30年度が約4万4,700人、令和元年度が約4万4,100人、令和2年度が約4万5,000人、そして令和3年度が約4万8,400人ということでございました。修正をお願い申し上げます。

まず、(2)現状について、当市所在のゴルフ場が納めたゴルフ場利用税の額の10分の7に相当する額が、青森県から交付されているゴルフ利用税交付金は、直近の令和2年度で1,270万円と青森県内2位となっており、当市の大きな収入源となっております。当市内には、津軽高原ゴルフ場、びわの平ゴルフ倶楽部の2か所のゴルフ場があり、魅力あるゴルフコンペの企画や利用客へのサービス向上などの企業努力もあり、青森県で大変人気の高いゴルフ場となっております。当市内、ゴルフ場の延べ利用者数は過去5年間で4万4,000人前後と推移していることから、固定客をつかんでいる状況にあると思われれます。また、コロナ感染拡大した令和2年度でも延べ利用者数が減少していないことを考えると、当時、県境移動制限対象外であった青森県内利用者数が多いと推定できます。

そこで(1)目的について、①当市のゴルフ観光事業の推進と、②市民へのゴルフ普及と健康増進を目的としたゴルフ振興策を実施することで、当市内ゴルフ場の延べ利用者数とそれによるゴルフ利用税交付金のさらなる増加が見込まれるのではないかと、私は考えます。

資料4を御覧ください。私としては、(4)課題として、①県外や外国からのゴルフ利用客が少なく、またそれが当市の観光関連産業の拡大に結びついていないこと、また、②当市内にゴルフ練習場が約30ヤードの打ちっぱなしの1軒しかなく、アプローチやバンカー練習場もないことが挙げられ、それらの課題への対応策として(5)ゴルフ振興策の強化が必要と考えます。すなわち、まず①ゴルフツーリズムに向けた取組を実施していくべきだと考えます。ゴルフツーリズムとはゴルフを目的にした観光客が、観光なども楽しむ旅行スタイルのことで、集客において地域、行政、民間が連携することで地域活性化などを見込んでおります。このゴルフツーリズムに向けた当市の取組について、【1】市内観光ゴルフ場のPR強化、【2】ふるさと納税返礼品の拡充としてゴルフ宿泊パックの設定、【3】日本に近いアジア諸国のゴルフ愛好家を呼び込むなどのインバウンド対応の実施、【4】ゴルフ場利用客をターゲットとした市内観光プランの設定、そして、【5】客層に合わせたゴルフ宿泊プランを選択できるように、ゴルフ場や宿泊業者と連携し、松竹梅と3段階の価格プラン設定を目指した支援を検討すべきと考えます。

そこでまず、質問(1)ゴルフツーリズムに向けた取組について伺います。現在当市が実施しているゴルフ振興策について、びわの平ゴルフ倶楽部の利用券配布以外に実施されていることがありましたらお知らせください。次に、資料②当市内にゴルフ練習場

の設置を検討していくべきだと考えます。【1】100ヤード以上の打ちっぱなし、アプローチ、バンカー練習場の設置、【2】ショートホール・ゴルフ練習場の設置を検討すべきと考えます。そこで、質問（2）ゴルフ練習場の設置要望について伺います。ゴルフ振興策を進める上で、市内には練習場が不足していると認識をしております。そこで、市内にゴルフ練習場を設置する考えはないか、また弘前市岩木川市民ゴルフ場のよう、平川河川敷にショートホールのゴルフ練習場を設置できないか、当市の見解を伺います。

○議長（桑田公憲議員） 市長。

○市長（長尾忠行） 私からは、ゴルフ振興策の御質問のうち、ゴルフ練習場の設置要望についてお答えをいたします。

議員御指摘のように、市内には1か所の練習場と2か所のゴルフ場があるものと認識しております。市が打ちっぱなしやアプローチなどの練習場を設置することについては、民間企業と競合するおそれがあります。また、平川河川敷にショートホールのゴルフ練習場を整備してはとのことではありますが、整備できる場所の確保が難しいものとなっております。これらのことから、設置については考えておりませんので御理解をお願いいたします。

このほかの質問については、経済部長から答弁させます。

○議長（桑田公憲議員） 経済部長。

○経済部長（對馬一俊） 私からは、ゴルフツーリズムに向けた取組についてお答えをいたします。

当市ではこれまで、ゴルフ場利用券の配布のほか、インバウンド対策として、びわの平ゴルフ倶楽部と津軽高原ゴルフ場を対象に、令和2年度にコースナビゲーションシステムの多言語化を、それから平成30年度と令和3年度に、Wi-Fiの導入に対して補助金を交付した実績がございます。また、ゴルフ振興策の1つとして、平川市ゴルフ協会では、市スポーツ協会からの補助を受け、市民ゴルフ大会やレッスン会を開催していると伺っております。

○議長（桑田公憲議員） 葛西勇人議員。

○1番（葛西勇人議員） 分かりましたが、まず、（1）ゴルフツーリズムに向けた取組について質問をいたします。

私もゴルフが好きでゴルフをやっておりますが、市民ゴルフ大会を私も参加させていただきました。ぜひとも市長もゴルフをやっていただきたい、ぜひとも参加していただきたいということを強く、まず申し上げたいというふうに思いますが、私のほうです、ゴルフツーリズムの取組として質問でも述べましたけども、ゴルフと宿泊を組み合わせたプランを拡充するべきではないかと私は考えています。現在アップランドのホームページでは準備中ではありましたが、津軽高原ゴルフ場とのゴルフ宿泊パックを以前拝見したときには、1泊2食付で1人当たり2万円以上という高額なパック料金でありましたので、ぜひとも市からの補助です、何とか普及価格という意味では、パック料金として2万円を切る価格まで持っていけないものか、そうすればですね海外のお客さんも喜んで来る、誘客効果がある、認知拡大が図っていけるというふうに考えますが、いかがお考えでしょうか。

○議長（桑田公憲議員） 経済部長。

○経済部長（對馬一俊） ゴルフと宿泊をセットにしたプランについての御質問にお答えいたします。

議員御指摘のとおり、市内2か所のゴルフ場につきましては、コロナ禍においても利用者を堅調に維持していること、また、県内人気ランキングにおいて上位に位置していることから、両ゴルフ場が有する集客力のポテンシャルは非常に高いものと思っております。

また、ゴルフ場利用者を増やし、市内宿泊施設の利用はもとより、市内での消費を促すことは、地域経済の活性化に寄与するものと期待されます。議員御提案の誘客方法として、市がゴルフパックに対する恒常的な補助をすることは、難しいと考えておりますので、現在実施している県のおでかけキャンペーン、それから今後実施が見込まれる国のG・O・T事業などによる宿泊割引を活用いただきたいと思いますと考えております。市といたしましては、各事業者の販売戦略の中で、低価格の宿泊パックを造成することができないかなど、まずはその旅行代理店等と相談したいと思っております。

○議長（桑田公憲議員） 葛西勇人議員。

○1番（葛西勇人議員） 青森の、この津軽地域の観光の課題はですね、やっぱりお客様が泊まっていけない、宿泊していかないというところであります。せっかくこの平川市にですね、このゴルフ利用客が人口よりも多い数来てくださってるということも考えれば、活用しない手はないと私は思っておりますので。

ぜひとも、このゴルフツーリズムに向けた取組、あと宿泊プランもですね、アップランドさんも売り込むいい手段だと思っています。常にやらなくていいので、例えばアフターコロナの時期にちょうど合わせて一発キャンペーンを打ってみるとか、そういったことも考えてもらいたい。ゴルフで賑わう平川市というようなことで、ぜひとも考えていただきたいなというふうに思っております。あと、旅行パックの話についてなんですけども、ゴルフ宿泊パックっていうものをやっぱり私はもっと売り込んでいくべきかなと思ってまして、ふるさと納税返礼品として扱えないのかどうなのか、その辺伺いたいと思います。

○議長（桑田公憲議員） 総務部長。

○総務部長（對馬謙二） パックの部分をふるさと納税として考えられないかということでございますけども、ほかの自治体でもふるさと納税の返礼品として提供している例がありますので、市内の事業者からそういった提案があれば、返礼品に加えることも可能でありますので考えていきたいというふうに思います。

○議長（桑田公憲議員） 葛西勇人議員。

○1番（葛西勇人議員） ぜひともですね、検討お願いします。あともう一つなんですけども、実は私の資料のところ表のところの下のところ、たけのこの里って書いて、点線になっているところがあるんですけども、やはり松竹梅、価格設定をした方がいいと思っていまして、一番安いパックということですね。1つの提案として現在休館しているたけのこの里のロッジをゆうえい館跡地に移設して、新たな低価格宿泊所としてはどうかと。そうすることでですね、道の駅いかりがせきが新しくなりますけども、その相乗効果も得られますし、ここを拠点とした観光施策を実施することで、碓ヶ関地域

のにぎわいづくりにもなると考えますが、当市の見解を求めます。

○議長（桑田公憲議員） 経済部長。

○経済部長（對馬一俊） 議員御提案のロッジをゆうえい館跡地に移設し、宿泊施設として利活用することにつきましては、まずロッジ自体のその建物がですね、物によっては30年を超えているものがございます。それを移設して利活用は非常に難しいと考えておりますので御理解をお願いいたします。

○議長（桑田公憲議員） 葛西勇人議員。

○1番（葛西勇人議員） 私かつての会社で部署のコンペをやったときに津軽高原ゴルフ場でゴルフをやって、そしてたけのこの里で泊まってみんなで反省会したっていう、とても楽しい会でございますね。たけのこの里はほんとにそういう意味では、私ロッジ形式ほんとにいいなと思っておりますので、できないというんではなくて、ぜひとも再検討してもらいたいというふうに私としては思います。

あとですね、(2)ゴルフ練習場の設置要望についてなんですけど、先ほど、市長からもなかなか難しいという話がありますけども、平川河川敷整備にショートホールゴルフ場を設置すればですね、河川敷の整備にもなる、水害対策にもなるということもあるので、ぜひとも県の方と、この辺のところ話してもらいたいなというふうに思います。これは答弁は要りません。

最後にですけども、令和2年6月に変更した、当市の新市建設計画8ページの地域資源の主な施設には、津軽高原ゴルフ場、びわの平ゴルフ倶楽部をはじめ、たけのこの里も記されております。今回提案したゴルフ振興策についてですけども、あんまりいい回答はもらえてないのかなと思いますけども、やはりこのゴルフというものを、ぜひとも、せっかく人が来てくださるいいゴルフ場なのでありますから、これを活用してまちづくりの検討を市長にお願いしたい。私はそう思っております。そのことについてですね、いま一度、市長と経済部長にお願いをして、私の質問を終わりにしたいと思っております。ありがとうございました。

○議長（桑田公憲議員） 1番、葛西勇人議員の一般質問は終了しました。

午前11時20分まで休憩とします。

午前11時04分 休憩

午前11時20分 再開

○議長（桑田公憲議員） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

第7席、9番、佐藤 保議員の一般質問を行います。

佐藤 保議員、質問席へ移動願います。

（佐藤 保議員、質問席へ移動）

○議長（桑田公憲議員） 佐藤 保議員の一般質問を許可します。

○9番（佐藤 保議員） ただいま議長に一般質問の許可を得ました、第7席、議席番号9番、誠心会、佐藤 保でございます。

今もって新型コロナウイルスが収まらず、加えて国際情勢の不安とその影響とされる物価上昇が私たちの日常生活に重く押しかかっております。平川市民を守るべき長尾市

政の課題が山積している中で、卑近な話題にお付き合いいただき恐縮ですが、通告に従い質問に入らせていただきます。

1 平川市の18歳成人についてお伺いします。民法改正により成人年齢が18歳に引き下げられ、成人年齢の20歳が実に140年間続いていたことを改めて知ることになりました。二十歳イコール成人イコール大人の数式が成り立たなくなりましたが、公職選挙法の18歳が先行していたため、意外と抵抗なく受け止めております。18歳成人は少子高齢化で労働人口が減少する中、若い人に早く社会参加をしてもらい、社会に活力を与えてもらいたいという狙いがあります。ほかの国でも18歳成人が大半となっていて、私も18歳は妥当であると考えているものです。

それでは、(1) 18歳成人の現況についてお伺いします。令和4年4月から成人年齢が引き下げられ、4月1日時点で18歳、19歳の方が新成人となりました。今年度成人となる方たちの状況を年代別にお知らせください。

(2) 市としての意識付けについてお伺いします。成人を意識付けるものとして、市では成人式を開催しておりますが、成年年齢引下げに伴い、市ではどのようにお考えかお知らせください。

(3) 18歳成人に期待することについてお伺いします。成人年齢引下げにより、18歳、19歳の若者が自らの判断により人生を選択することとなりますが、市では新成人にどのようなことを期待するか、市長の御見解をお伺いいたします。以上、よろしく願いいたします。

○議長（桑田公憲議員） 市長、答弁願います。

○市長（長尾忠行） 私からは、議員御質問の18歳成人に期待することについてお答えをしたいと思います。

民法の改正により成年年齢が18歳に引き下げられましたが、私が新成人に期待することは、これまで成人を迎えた方にお伝えしてきたことと同様に、社会の一員としての自覚を持ち、主体性のある人になっていただきたいということでもあります。

これまでは未成年とされてきた18歳、19歳の方たちは、今後は成年として親の同意がなくても携帯電話の契約やローンを組むこと、クレジットカードを作ることなど、様々な契約行為ができるようになります。このように成年年齢に達することで、権利や自由がより大きなものになる反面、自己責任や義務はこれまで以上に重いものとなり、社会に対しても責任のある行動が求められます。新成人の皆さんには、大人としての自覚や責任感を持っていただくことが必要と考えております。また、社会の一員として生きていくためには、お互いの支え合いや協力が必要不可欠となることから、自分の周囲だけではなく、社会にも広く関心を持ち、地域活動に積極的に参加していただくなど、人と人とのつながりを大事にしてほしいと思っております。

このほかの御質問につきましては、教育長及び担当部長から答弁させます。

○議長（桑田公憲議員） 総務部長。

○総務部長（對馬謙二） 私からは、18歳成人の現況についてお答えいたします。

令和4年4月1日現在で市内に住所のある18歳の方は235人、19歳の方は218人、20歳の方は217人です。

○議長（桑田公憲議員） 教育長。

○**教育長（須々田孝聖）** 私からは、成人式に対する御質問についてお答えいたします。

教育委員会では、新成人を祝い大人としての自覚を促すことを目的に、毎年成人式を開催しております。成年年齢の引下げにより、18歳に達している方が新成人となりますが、18歳で開催する場合、多くの方が進学や就職などの進路決定にかかわる重要な時期と重なり、本人および保護者の負担が大きくなるものと思われまます。このことから、教育委員会としましては、従来同様、20歳を迎える方を対象とした式典開催が望ましいものと考えております。また、今後の式典の名称につきましては、実行委員会の意見を踏まえ、教育委員会として決定することとしております。

○**議長（桑田公憲議員）** 経済部長。

○**経済部長（對馬一俊）** 私からは、成年年齢引下げによる消費者トラブルの防止対策についてお答えをいたします。

市ではこれまで、市民が消費者トラブルに巻き込まれるのを未然に防ぐため、啓発パンフレットを購入し、主に高齢者を対象に配布してきました。

今般、成年年齢の引下げにより、20歳未満の方の消費者トラブルが懸念されることから、今年度より18歳を迎える新成人の方に新社会人向けのパンフレットを送付することといたしました。

今後はこのようなパンフレットの配布のみならず、情報発信に工夫を凝らしながら進めてまいりたいというふうに考えております。

○**議長（桑田公憲議員）** 佐藤 保議員。

○**9番（佐藤 保議員）** ありがとうございます。確かに市でも18歳成人についていろいろ模索していると言いますか、検討なさっているのは十分分かっておりましたけども、いま一つね、私今分からないのは、20歳の方の扱いがちょっと。今年4月1日時点では18歳、19歳の方が成人になりましたと。20歳の方はどういう扱いになるんでしたでしょうか。お願いいたします。

○**議長（桑田公憲議員）** 総務部長。

○**総務部長（對馬謙二）** 佐藤 保議員にもう一回お尋ねいたしますけれども、20歳の方のどのような扱いというふうな質問、ちょっとお教え願えませんでしょうか。

○**議長（桑田公憲議員）** 佐藤 保議員。

○**9番（佐藤 保議員）** 今年度成人となるのは18歳の誕生日、それから20歳の誕生日の方が今年度成人になるっていう、いろんな調べ物しましたらそういうことになってましたけども。18歳、19歳はいきなり4月1日で成人なんですけども、二十歳で誕生日来て成人になるってことは、逆に弟さんとか妹さんが先に成人して自分は後で成人になると、法律的にそうなるのかなと思ってましたけども、そこら辺、何かお考えになってますか。

○**議長（桑田公憲議員）** 理事者側、答弁できますか。

暫時休憩します。

午前11時32分 休憩

午前11時34分 再開

○議長（桑田公憲議員） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

総務部長。

○総務部長（對馬謙二） そのところ今ははっきりした答えは出ませんでしたので、後ほど回答いたします。

○議長（桑田公憲議員） 佐藤 保議員。

○9番（佐藤 保議員） 私の勘違いかもしれませんが、何かいろいろ調べますと二十歳の方がちょっとそういう状況にあるようでしたので、ちょっと御確認をお願いしたいと思います。

あともう一つはですね、今成人になられる方、成人式もやらないで、いきなりあなたは今日から大人ですとか、そういう表現になりますので、市としてはその18歳になった時点で何かアクションあってもよろしいのではないかと思います。その節目っていうのをつけるのであれば、何か必要だと思いますけども。教育長のほうから成人式二十歳ということですけども、やはりその18歳の成人式っていうのはやはり難しいものでしょうか。ちょっともう一度お願いします。

○議長（桑田公憲議員） 教育長。

○教育長（須々田孝聖） 先ほど申し上げましたように、いわゆる成人式みたいな儀式的なものをやる時期については、いろんな要素が多くて、保護者の方も、それから本人も負担が多くなることが考えられますというふうにお答えしましたが、まさしくその部分で、一堂にどこかに会して、18歳成人おめでとうという、いわゆる18歳の成人式の開催はやっぱり難しいものと考えます。ただ、あなたたちは18歳で今度から成人式ですよとか、自覚を持ってとか、いろんな責任が生じてきますみたいなことは、市のいろんな情報発信のツールを使って発信は可能かと思います。

○議長（桑田公憲議員） 佐藤 保議員。

○9番（佐藤 保議員） やはり段階的には18歳成人式が理想であろうかなと思っていますけども、今いろんなまだ障がいあるようですのでね。それらはある程度クリアできるんじゃないでしょうか。いずれ二十歳でやるって意味がもう、その2年間のブランクをどういう形で埋め合わせするか、ちょっとかえって難しくなるのかなと思って、今考えてましたけども。18歳時点で、市から何か、誕生日にメッセージとか出せるようなものはないでしょうか。市長のメッセージとかですね。誕生日のお祝いに。そういうお考えまだないですね。ちょっとあればお知らせください。

○議長（桑田公憲議員） 総務部長。

○総務部長（對馬謙二） 現在その辺については考えておりませんので、よろしく願いいたします。

○議長（桑田公憲議員） 佐藤 保議員。

○9番（佐藤 保議員） いきなり18歳で成人だと言われてもね、今成人になられた方も戸惑ってるのではないかと。まだ親の保護下にあるような方がほとんどでしたので、そこでやはり意識付けするには、はっきりしたメッセージを出す必要があるのかと思っていました。お考えいただければと思います。18歳になった誕生日の日に市長のメッセージが本人に届けば理想的だと思いますので、御検討願います。

成人に期待することで大体市長のほうからもお聞きしました。一番心配なのは、やは

り親権から離れること、そして自分1人で契約ができること、いろいろそういうのがありますけども、やはり消費者トラブルについては、さっき経済部長のほうからちょっとお話ありましたけども、一番そこら辺は大人として気をつけて18歳の方に接していかねばならないかと思います。18歳成人をはっきり意識付けできますようお願いします。自分は18歳でいろんな制約があるっていうのは、今は学校の教育で主権者教育がしっかり立派になされてるのは分かっておりました。もう私たちが羨ましいくらい、今の主権者教育、子供たちにやってるのは分かってましたんでね。そういう意味も併せて、市からの1本のメッセージをお願いできればと思います。

次に入らせていただきます。2番目……

○議長（桑田公憲議員） 佐藤 保議員、先ほどの答弁してもらいますので、それからお願いします。

総務部長。

○総務部長（對馬謙二） 先ほどの佐藤 保議員の、二十歳の方の成人の考え方についてお答えいたします。令和4年の4月1日時点で18歳と19歳になれる方は成人だと。それから、今年度二十歳の方は、令和4年4月1日で19歳のために、既に成人という判断というふうなことになりますのでよろしく願いいたします。

○議長（桑田公憲議員） 佐藤 保議員。

○9番（佐藤 保議員） 書き物とちょっと食い違いあるようでしたので、ちょっと私もう一回調べてみたいと思います。

じゃあ次、2 たけのこマラソンの復活について質問いたします。令和4年3月に、市のホームページに、たけのこマラソン大会終了のお知らせが掲載され、一方的に終了を知らされる形となりました。あんなに盛況だったのに何かの間違いではないか、ミスプリントではないかと疑った次第であります。たけのこマラソン大会には、これまで多くのランナーがアップダウンのあるコースにほれ込んで参加してまいりました。そして、極めつけのタケノコ汁であります。これほど地元に応援され、アットホームな大会はほかにはないと考えていました。周りの多くの方からも復活を望む声が上がっております。

それで質問に入ります。(1) たけのこマラソンの地域効果について質問いたします。スポーツの効果は多方面にわたりますが、これまでのたけのこマラソン大会における地域効果について、どのようにお考えになっているかお伺いします。

(2) 運営方法の変遷について。たけのこマラソン大会には、町村合併以前から私も参加させていただいておりましたが、合併前の大会の運営は、地元の小学生、中学生の協力などもあり、地域のイベントとしてとてもよい印象がありました。そこで、これまでの運営方法の変遷と中止に至るまでの経緯をお伺いしたいと思います。

(3) 運営方法を見直した再開について。最後に、私としては碓ヶ関地域で開催するたけのこマラソン大会の復活を強く望むものであります。運営方法については、スポーツ協会に加盟している団体なども多くあることから、協力体制が確立しやすいのではないかと考えられますので、そういう団体の委託なども御検討しているか、市としての見解をお伺いします。ホームページの内容は、運営者側の高齢化とコロナが理由と載ってましたけども、今こういう少子高齢化の時代で、その高齢化の理由は出してはいけないのではないかと。そこをしっかりとバックアップするのが市の対応であると考えてました。

ここら辺もちょっと。これからの運営について、もし検討してあるのであればお知らせください。

○議長（桑田公憲議員） 市長。

○市長（長尾忠行） 佐藤 保議員御質問の、たけのこマラソン大会への質問にお答えをいたします。

まず、地域効果についてであります。たけのこマラソン大会は合併前の旧碓ヶ関村において平成8年から開催されており、昨年と一昨年は新型コロナウイルス感染症の感染拡大により中止となりましたが、第26回大会まで開催された歴史と知名度のある大会であります。

参加者へは、地域の地場産品であるタケノコを使ったみそ汁を振る舞ったり、地元の団体や小・中学生などの協力を仰ぎながら大会を運営されるなど、参加者と地域との交流の場にもなっていたことから、碓ヶ関地域の活性化が図られた大会でありました。

また、議員御指摘のとおり、アップダウンの激しいコースであったことから、そのコースに魅了され、県内外からの参加者が1,000人を超える大会となり、碓ヶ関地域を広くPRできた大会であったと認識をしております。

次に、運営方法を見直した再開についてであります。平川市スポーツ協会等に大会の運営をお任せしてはどうかとの御提案であります。市としても、実行委員会が協議した上で大会終了を決定したことについて重く受け止め、今後再開するにしても、地元の協力体制が不可欠な大会であると認識しております。

そのため、今後地域の意見を聴きながら、どのような運営方法であれば大会を運営することができるのか、運営できる団体等がほかにあるのかどうかも踏まえ、市スポーツ協会と協議してまいりたいと思っておりますので、御理解をお願いいたします。

運営方法の変遷については、教育長が答弁いたします。

○議長（桑田公憲議員） 教育長。

○教育長（須々田孝聖） 私からは、運営方法の変遷についてお答えいたします。

たけのこマラソン大会は開催初期のころから地元の有志や団体などで結成された実行委員会形式で運営されてきました。地元の小・中学生は、イベントへの協力として学校の出校日として対応するなど、大会への参加やスタッフとして協力しておりました。また、地元の老人クラブによる声援、応援ですね。それから婦人会によるタケノコ御飯の提供など、地元の方々の協力により運営されていたものであります。

議員も気になさっているかとは思いますが、市職員の協力体制であります。大会開催当初より旧碓ヶ関村の職員に対する協力依頼があり、担当課をはじめ多くの職員による協力体制を整えておりました。その後、平成24年の第17回大会よりハーフコースが新設されたことに伴い、競技スタッフの増員が必要となったことなどから、より多くの市職員への協力依頼があったものと認識しております。

それから、中止への経緯ということで、先ほど高齢化を理由にしてはならないのではないかというお話ですが、確かに私もそう思いますが、地元の実行委員会のほうから、その高齢化も中止の理由の1つだと伺っております。

○議長（桑田公憲議員） 佐藤 保議員。

○9番（佐藤 保議員） 全国各地から参加していて、関係人口の構築には最適なイベ

ントだと私は考えておりました。全国に発信するにはですね、ねぶた以上のものがあるのではないかと。費用対効果から言っても、こんな表現はうまくないんですけども、あのイベントはなくてできない、もったいないと、そういう感覚で今質問に至っているわけです。小・中学生の声援とか、スタッフとしての動きを見てもですね、遠方からの来訪者に対する対応は決して無駄なものではない、教育効果としても随分大きなものがあると感じております。

ところでちょっと心配なのはですね、平成24年、ハーフコース新設からということでございましたけども、私もいろいろ参加してみてもですね、運営に市が前面に出ている印象を持ちました。市職員の出動が多すぎる。正直言って何か違和感を感じながら参加していたのを思い出します。やはり結果としてこういう結末になったかと。今本当にそう思っているわけでありましてけれども、そう言われぬように、市でも側面からの応援やっていただきたい。これからもちょっとお願いしたいと思います。以前のアウトホーム的な大会運営を見て、私今そう発言しているわけでありましてけれども、やはり遠方から来る、それからハーフコースも設定したということで、かなり難しいものがあるかと思えますんでね、やはり大きな団体をお願いして、主体は地元でよろしいかと思えますけども。昔、コース、大会中に計測が曖昧になったり、いろんな苦しい思いでの応援だったというのは分かりますけども、やはり市が入って運営がすっきりと、外部の委託で計測もしっかりすると。そういうことでありましたので、市の関与も必要だったなと思えますけども、そういうことです。

いずれ平川市でもスポーツによるまちづくりを目指しているわけでありまして。3月25日には第3期スポーツ基本計画が発表され、つくる、はぐくむ、あつまり、ともに、つながる、性別、年齢、障がい、地域を越えて誰でも参加できる、そういうようなイベントをやはり市でも率先して進めていかなくてはいけないと思います。

そしてこの質問も最後になりますけども、市でいろんなスポーツ、行事取り組んでいますけども、間違いなく少子高齢化の今、高齢者の参画は、急上昇している医療費の削減にも直接つながるものでもありますので、ぜひこれは進めていただきたい。そしてあのたけのこマラソン、碓ヶ関で築き上げたもの、まだ残していただきたい。そういうことで、この質問ちょっと若干中途になりましたけども、終わらせていただきます。

3 平川市自然の森の運用について質問させていただきます。金屋地区に旧尾上町時代に作りました自然の森があります。それが今の平川市自然の森として運用しているわけでありまして。小さいながらも設備の整った無料キャンプ場としてインターネット上でも紹介記事が多くあります。リピーターもかなりいると聞いております。市のホームページには利用申込方法と施設の写真を載せております。

そこで質問です。(1) 管理運営状況について。金屋地区にある平川市自然の森は金屋町会に管理委託しておりますが、その中のキャンプ場の運営については、どのような指示を出しているのかお伺いいたします。

(2) 連休中の利用状況について。新型コロナウイルスの制限解除された4月後半から現在まで、連日大変な混みようであると聞きましたが、その利用状況を把握しておりますらお知らせください。

(3) 今後の改善点についてであります。平川市自然の森から少し上がると山神社が

あります。大石様が祭られておりますが、途中の道は倒木が多く、階段も枝が落ちたまままで管理が十分でない状況が見られます。

また、自然の森の利用には、管理人の携帯電話へ予約する必要がありますが、連日電話が多く、管理人は大変な思いをしていると聞いております。市としてこの状況、どのような改善点、お考えでありましたら伺います。以上、よろしく申し上げます。

○議長（桑田公憲議員） 佐藤 保議員の一般質問の途中ですけれども、昼食等のため、午後1時まで休憩いたします。

午前11時56分 休憩

午後1時00分 再開

○議長（桑田公憲議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

佐藤 保議員。

○9番（佐藤 保議員） 午後の部に入れてもらいまして、感謝申し上げます。午前中の私の発言で議事を止めてしまいまして、おわび申し上げたいと思います、読解力の不足でちょっと勘違いした発言をしてしまいました。教育長にはまた改めていろいろ国語力の教を請わねばならないかと反省しております。じゃあ午後の部、よろしくお願いしたいと思います。

○議長（桑田公憲議員） 教育長。

○教育長（須々田孝聖） 平川市自然の森の運用についての御質問は、教育委員会事務局より答弁させます。

○議長（桑田公憲議員） 教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（一戸昭彦） それでは私から、管理運営状況についてお答えいたします。平川市自然の森については、金屋町会を指定管理者として、市と基本協定を締結し、管理運営しております。その業務内容としましては、トイレや炊事場等の保守をはじめ、施設の清掃や植栽管理のほか、利用者の予約受付などをお願いしているところです。

次に、連休中の利用状況についてお答えいたします。平川市自然の森については、本年4月11日から新型コロナウイルス感染症の拡大防止に伴う制限を解除し、利用を再開したところです。4月29日から5月5日までのゴールデンウィーク期間においては116人の利用があり、うち日帰りは90人、宿泊は26人となっております。

なお、4月の利用者数は83人で、うち日帰り62人、宿泊は21人となっており、5月の利用者数は263人で、うち日帰りは195人となっております。

最後に、今後の改善点についてであります。平川市自然の森に隣接した山神社や古くから信仰の対象とされる大石様の周辺では、倒木や落ちた枝が散乱している箇所が見受けられますが、これまでも指定管理者である金屋町会の協力を得て、整備を行っているところです。議員御指摘の点については、指定管理者と緊密に連携し、安全管理に努めてまいりたいと考えております。

また、予約方法につきましては、現在、管理人が携帯電話のみで受付をしているところですが、連休や週末などは取扱件数が多くなることから、御負担をおかけしているこ

とかと思われます。

教育委員会としましても、可能な限り負担を軽減できるよう、指定管理者と協議し、対応を検討してまいりたいと思います。

○議長（桑田公憲議員） 佐藤 保議員。

○9番（佐藤 保議員） 当初は市が窓口でキャンプを受付しておりましたけれども、町会委託され、管理人という表現になりましたのはいつ頃からでしょうか。当初は受付とかそういうのは町会の仕事でなく市の仕事だと、まだ町会のほうもそういう理解しているところもあります。利用者が綺麗に使えるように清掃、草刈り、そのレベルで受けていたと思いますけれども、いつの時点からか管理人というしっかりした位置付けがなされているわけです。それで町会も、そういうことで町会の費用で携帯を準備してやっているんですけども、いつの時点から管理人という表現されたのか、ちょっと御存じでしょうか。

○議長（桑田公憲議員） 教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（一戸昭彦） すいません、ちょっと私勉強不足でいつから管理人になったのかちょっと分かっておりません。

○議長（桑田公憲議員） 佐藤 保議員。

○9番（佐藤 保議員） 本当にあの狭い場所ですけども、今年その制限解除されてからいきなりまた利用者が多くて、その受付が大変だと。ひっきりなしに申込みの電話が来て、自分の仕事にもならないということで、ちょっとそういうことを聞きましたので、今回質問させていただきました。

改善案ということで今ほどお話ありましたけども、その利用の申込みの方法をもう一度お知らせください。どういったことお考えになってますか。

○議長（桑田公憲議員） 教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（一戸昭彦） まず指定管理につきましては金屋町会と契約しているわけですけども、この契約の中に予約の受付も入っております。現在金屋町会と委託料として年間119万5,000円、これを委託料として支払って管理をお願いしているわけですけども、金屋町会では管理人を1人の方ということでお願いして、今現在1人の方が従事しているわけです。その方に専用の携帯電話を持って、そこに予約の電話送ると、時期的によっては電話が集中するので負担が多いということ聞いております。

あくまで市としましては、その管理人の方と直接委託契約してるのではなく、町会と契約しているので、まずは町会のほうで管理人を2人体制とか複数の体制にしてみようなど、そういったことを協議できるのではないかと思います。今現在1人をお願いしてるので、極端に1人だけ集中しているというそういった状況です。委託費には管理人の賃金とかそういったもの全部含まれておりますので、1人であれ複数であれ、そういった体制を構築していけると思いますので、それを金屋町会の方と協議して負担の軽減に取り組んでまいりたいと考えております。

○議長（桑田公憲議員） 佐藤 保議員。

○9番（佐藤 保議員） 平川市自然の森は4月から11月頃まででしたでしょうか。ちょっと期間がちょっとあれですけども。その受付体制にいろいろ考えますとね、管理委託料がちょっと合わないんじゃないかと。1日その電話も持って受付するわけですよ。

で。まあ当初は市のほうで受けていたんでありますから、そのときのことちょっと思い出していただいて、もっとよい方向で進めればいかと思います。

そして今町会のほうからちょっとした要望がありますんで、ちょっと今申し上げたいと思います。市と情報の共有っていうことで、定期的に運営に関して打合せしたいという要望ですので、それちょっと酌み取っていただきたいと思います。少なくとも、3か月に1回でもいいですから、現場で困っていることとか、例えば利用者の状況とかですね、ちょっと管理人からの声を聞いていただきたいと。そういう要望が1つ出ておりました。

あともう一つですね、電話対応。何回も繰り返しになりますけども、携帯電話がひっきりなしに鳴って、もうとてもじゃないかと。電話切っておけばいいんじゃないのとも言ったんですけども、やはり受けたからにはみんなそれぞれ熱心に受けてそれなりのしっかりした対応しているのは確認しております。それもありますんでね。電話対応をどうするか。インターネットも使うか。いろんなそういうネット予約とかも考えられますけども。それがあります。

あともう一つがですね、平川市自然の森の使用申込書ってこれ記載するのがあるんですけど、これもちょっと記載が難しいということですね。現地で聞き取りして、管理人が書かなくちゃいけないようなフォーマットになってますんで、これもちょっといろいろ相談して、記入しやすいようなものにしていただきたいと、そういう要望があります。

まあ最近のマナーもある程度行き届いてるみたいです。以前はごみを投げっぱなしで帰られる利用者が多かったんですけども、最近インターネットでいろんなキャンプのやり方のユーチューブとかあって、結構利用者がきれいに使って帰られてるのを確認してましたけども。いろんなユーチューブの影響で利用者が多いってのは確認しました。使ってる用具なんかもあれですよ。すっかりユーチューブで見たようなやつでセットして、平川市の焼き肉を楽しんで帰られておられるのを確認してました。そこら辺ちょっともう少し町会と詰めていただきたいということでお願いして。

あともう一つはですね、利用者の安全対策なんでありますけども、神社周辺の散策コースにはため池とかあります。それとあと私3月議会で申し上げました、放置された杉林がすぐ近くにあるわけであります。そういう安全面も十分町会と打ち合わせして、ため池対策もですね、お願いできればと思います。

まさに自然の森ということで、小動物、それからまた熊の騒ぎも1回ありましたけども、自然の森、やはり整備もこれから必要だと思ひまして、市長にまたこのあと御相談したいと思ひますので、よろしくお願ひしたいと。

こんな感じで、以上で質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（桑田公憲議員） 9番、佐藤 保議員の一般質問は終了しました。

次に、第8席、5番、工藤貴弘議員の一般質問を行います。

工藤貴弘議員、質問席へ移動願います。

（工藤貴弘議員、質問席へ移動）

○議長（桑田公憲議員） 工藤貴弘議員の一般質問を許可します。

○5番（工藤貴弘議員） ただいま議長より一般質問を許されました、第8席、議席番号5番、誠心会の工藤貴弘です。通告に従ひまして順次質問していきますのでよろしく

お願いします。

まず、大項目1 HPVワクチンのさらなる助成について、お尋ねします。子宮頸がん等の発症を予防するHPVワクチンの効能や問題については、これまで複数回にわたって一般質問で取り上げてきましたので割愛します。

しかし、長らく定期接種でありながら差し控えられてきたワクチンの積極的勧奨が約9年間の歳月を経て、ようやく今年度より再開したことは改めて触れておきたいと思っています。

本市でも先進的な取組として、HPVワクチンのキャッチアップ接種事業を展開してきましたし、今回の勧奨再開によって多くの女性の命と健康が守られていくことを祈念いたします。

さて、このHPVワクチンですが、現在、定期接種の対象となっているワクチンは、2価と4価の2種類があります。子宮頸がん等の原因となり得るHPV、すなわちヒトパピローマウイルスは150種類以上存在し、この2種類のワクチンは、その中から特にハイリスクとなる2つの型のHPVを予防します。

一方で、任意接種であるものの、既存のワクチンと比較して、より高い予防効果が期待できる9価ワクチンがおとし我が国でも承認され、昨年からは流通しているところです。HPVワクチンの接種率が高い国では、この9価ワクチンの接種が主流となりつつあり、我が国でも9価ワクチンの定期接種化について、今まさしく議論が深められているところです。HPVワクチンの接種事業については、国の大幅な方針転換と補償の実施が大々的にメディアで報じられたこともあり、当事者やその保護者の関心が急激に高まっているものと感じています。

そうした中で、より高い予防効果が期待できる9価ワクチンに着目し、実際にその接種を検討する市民もいらっしゃいます。先述のとおり任意接種であるため当然、費用は全額自己負担となりますが、その費用について2価、4価ワクチンが自己負担の場合ですと約5万円程度であるのに対して、9価ワクチンは10万円程度と非常に高額であるために経済的負担の高さがネックであるとの声があります。他の自治体の事例になりますが、静岡県富士市では9価ワクチンの接種に対して半額程度の費用を助成し、市民の命と健康を守る取組を今年度より実施しております。

(1)の質問として、よりHPVの予防効果の高い9価ワクチンの接種費用を助成する考えはあるのかお知らせください。

次に、(2)男子へのワクチン接種の助成について、お尋ねします。このヒトパピローマウイルスは主に性交渉を介して感染し、女性だけではなく男性も感染する、そしてごくありふれたウイルスです。このHPVに感染すると子宮頸がんだけではなく、陰茎がんなどの男性特有のがんの原因となる場合もあり、性差の別なく対策が必要であると私は考えています。

現在、我が国では特に子宮頸がんの発症予防を期待して女性のみが定期接種の対象であり、接種勧奨も同様であります。HPVワクチンの接種率の高い国では、男性への接種も勧奨されており公費負担されているケースもあります。こうした中、我が国でもおとしになって、ようやく男性へのHPVワクチンの接種が承認されたところです。

今年度より、ワクチンの積極的接種の勧奨が再開され、その機運が高まっているもの

の、現状としては定期接種の対象となっている女子においても接種率が伸び悩んでいるのが現状であり、女性だけでなく男性の命と健康も共に守ることが期待できるHPVワクチンの男子への接種について、その費用を助成する考えはあるのかお知らせください。

○議長（桑田公憲議員） 市長。

○市長（長尾忠行） 工藤貴弘議員御質問のHPVワクチンに関する質問にお答えをいたします。

国は、9価HPVワクチンについて、令和2年7月に製造販売を承認しましたが、定期接種での対象とするかの是非については、これまで数回にわたり審議会を開催しており、現在も継続審議となっております。

当市においては、令和2年度にはHPVワクチンの定期接種対象者へ個別案内を送付し、令和3年度では定期接種の機会を逃した方を対象に、市独自でHPVワクチン接種キャッチアップ事業を実施するなどの啓発を行った結果、令和3年度の定期接種の接種者数は40人で、令和元年度の1人、令和2年度の18人に比べ大幅に増加しました。

一方、令和3年度の定期接種での接種率は5.5%に留まっており、市としまして、まずは定期接種としての接種勧奨により、接種率のさらなる向上を図っていきたいと考えておりますので、現時点では9価HPVワクチン接種に対し助成の予定はございませんので御理解をお願いいたします。

次に、男性へのワクチン接種の助成についてであります。男性へのHPVワクチンの接種につきましては、令和2年12月に、4価HPVワクチンの9歳以上の男性への接種について厚生労働省により承認されました。

男性へのHPVワクチンの接種を進めることで3つの効果があると認識しております。

1つ目としましては、自身の命と健康を守る効果であります。HPV感染は、女性特有の子宮頸がんに限らず、肛門がんや咽頭がんなどの男性もかかる病気の原因になるとされていることから、HPVワクチンを接種することにより、自身の病気の予防につながります。

2つ目としましては、大切なパートナーの命と健康を守る効果であります。HPVの感染は性交渉が原因の場合がほとんどとされており、女性がHPVワクチンを接種していたとしても、ワクチン接種をしていない男性から感染するという可能性も考えられることから、HPVワクチンを接種することにより、大切なパートナーへの感染予防につながります。

3つ目としましては、社会全体における感染を予防する効果であります。ワクチン接種を進めることで、社会全体のHPV感染率が下がっていく集団免疫の確保が期待できます。

男性の接種については、女性と同様に一定期間を空けて3回の接種が必要であり、費用は1回当たり約1万7,000円となっております。

当市としましては、全国に先駆けて男性のHPVワクチン接種費用を助成することにより、市民の命と健康を守ることに寄与するものと考えますので、男性への接種の実施に向けて準備を進めてまいります。

○議長（桑田公憲議員） 工藤貴弘議員。

○5番（工藤貴弘議員） まず9価への助成ということでは、定期接種での接種率の向

上それを推進していくということで、確かに2価、4価であってもHPVの高い感染予防効果が期待できるので、例えば9価のワクチンが定期接種化するまで待つよりは、今あるワクチンを打つということが正しいと思っておりますので、これについては市の考え方と、助成できればいいんですけども、賛同したいと思っております。

そして、正直驚いているんですが、男子への助成について準備していくということでもございました。これは全国当然初となることでありますし、その理由についても全く同感でございます。これ男子というくくり、これから準備するという事なんですけども、対象となる年齢というのは何歳くらいか現時点で想定されていますでしょうか。

○議長（桑田公憲議員） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（工藤伸吾） 現時点で想定しているものは、ワクチン自体は9歳からという接種可能なんですけれども、女性の方も9歳から可能ということもありまして、女性のほうと合わせて12歳から25歳までのくくりで想定しております。

○議長（桑田公憲議員） 工藤貴弘議員。

○5番（工藤貴弘議員） ワクチン接種は性交渉前にした方がより効果が期待できるということなので、12歳そして25歳まで幅広く対象としたことはすばらしいなあと思っております。

すいません、ちなみに助成額について、今どこまで検討しているのか、答弁聞き漏らしていたら大変恐縮ですがお答えください。

○議長（桑田公憲議員） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（工藤伸吾） 女性と同じ額を想定しております。

○議長（桑田公憲議員） 工藤貴弘議員。

○5番（工藤貴弘議員） 分かりました。ぜひ早期の実現を期待しておりますので、私も応援したいと思います。本当にありがとうございます。

では次に、大項目2の子育て支援の拡充について、お尋ねします。これまで長尾忠行市長は人口減少・少子高齢化を克服すべく、第2子以降の保育料無償化、子供の医療費無償化、移住定住に資する住宅支援、不妊治療の助成、学校給食費の無償化など、数々の子育て世代に対する支援に取り組んできました。私も当事者でありますのでもちろんのこと、近隣の市町村の方からも高く評価されている取組でございます。

人口減少・少子高齢化は様々な要因が複雑に絡み合い、その課題解決は当然ながら一筋縄ではいきません。そして特効薬のような施策もまずないものと思っております。しかし、未来を担う子供や子育て世代に対する支援に傾斜をつけることは、有効な手だての1つであると私は考えています。

持続可能な平川市の実現のために、さらなる子育て支援の拡充を願い質問してまいります。

まず、(1) 出産育児一時金についてであります。具体的には出産にかかる費用について、出産育児一時金では不足する一部を助成し、子育て世帯への経済的負担を軽減すべきとの趣旨でありますのであらかじめ御了承ください。

御承知のとおり出産育児一時金は最大で42万円の給付となっております。しかし、出産に係る費用は年々上昇しており、調査期間によって違いはあるものの、例えば、厚生労働省が令和2年末に公表した出産費用に係る費用の速報値では、正常分娩かつ個室など

の室料差額等を含めた令和元年の出産費用の全国平均値は、公的病院、私的病院を合わせた全体でも52万円強、また平成28年度ではありますが、公益社団法人国民健康保険中央会によると50万円強であるとのことでした。私自身も子供が3人いますが、ほとんど同じような処置によって子供たち産まれてきたものの、3子共に一時金から少し足が出て、年の離れた末っ子は、上の子2人よりも結構大きい額を請求されたところです。

もちろん地域差があり、人口規模、経済規模の大きな都市圏の費用が頭1つ、2つ抜けて高い傾向にありますし、公的病院や私的病院の違いによっても異なってきます。また、個室やいわゆるお祝い膳などの今ではほとんど恒例となりつつも、出産にあたり絶対に必要とは言えないサービスを利用すれば、一時金では賄いきれないというのは当然であるとも思っております。

しかしながら、現在の出産一時金の給付額と現実の出産費用とのギャップについては、国でも今まさしく議論が進められていて、本日午後に閣議決定される経済財政運営と改革の基本方針2022、いわゆる骨太の方針においても、包摂社会の実現として「出産育児一時金の増額を始めとして、経済的負担の軽減についても議論を進める」と明記されています。ただし、いつから、どれだけ増額するかについては当然ながら示されていません。

これから国が議論を進めていこうとする中、一自治体が先行しようとすることに当然ためらいはあるかと思いますが、現実に出産費用の上昇が叫ばれる社会情勢の中にあって、今、このときこそ出産費用に係る費用を一部助成し、妊婦とその家族が安心かつ快適に子をなすことに寄与することは重要であると私は考えます。例えば、十和田市では今年度より新生児1人当たり最大で5万円まで出産費用を助成していますが、本市でも一部助成し子育て世代の経済的負担を軽減する考えはあるのかお知らせください。

次に、(2) おむつ、ミルク等の購入支援について、お尋ねします。産後、おむつやお尻ふきは必需品であり、月齢によってそのサイズも細かに変化し、いくつあっても足りないというのが実情かと思います。また、おむつと共に需要が高いのが粉ミルクやレトルト、粉末の離乳食等であろうかと思います。いずれも、新生児の身体に触れ、口にするものですから、親としてはできる限り品質のいいものを求めるものです。

このような子育てに係る必需品について、子育て世代の経済的負担の軽減を施す自治体が全国に増加しつつあります。例を挙げると、子育て支援策に傾注し、若年層の人口が急激に増加した兵庫県明石市では、おむつ定期便と称し、満1歳まで紙おむつや粉ミルクをカタログの中から好きな商品を選んで、毎月自宅に届けるサービスを実施しておりますし、埼玉県飯能市では指定の取扱店で使用できるクーポン券として支給しています。

本市でも、子育て支援のさらなる拡充として、必需品となる赤ちゃん用品に対して現物給付やクーポン券の配布により支援していく考えはあるのかお知らせください。

○議長（桑田公憲議員） 市長。

○市長（長尾忠行） 私からは出産育児一時金の拡充について、御答弁申し上げます。

出産育児一時金は、健康保険法に基づく保険給付として、健康保険や国民健康保険の被保険者や被扶養者が出産したとき、その経済的負担を軽減するため、最大42万円が支給される制度であります。

支給金額については、平成21年10月にこれまでの38万円から42万円に引き上げられ、現在も同額となっております。

議員御指摘のとおり、近年、医療費の上昇などで、都市部を中心に現在の支給額では、出産費用を賄えない場合があるということは認識しております。また、弘前圏域の医療機関に出産費用を聞き取りしたところ、40万円から47万円と差異があり、支給金額の42万円で賄える場合と賄えない場合がある状況であります。先般、厚生労働省が出産費用の詳しい内訳や費用増の要因などの実態調査を開始しており、この結果を踏まえ、増額を検討していくとの報道もございました。

まさに、今日午後からの骨太の方針の中でも出てくると思われます。このような状況から、市といたしましては、現時点で一部助成の実施は考えておりませんが、引き続き国の動向を注視してまいりたいと考えております。

議員からお話もございました。当市では子育て支援に力を入れていき、その子育て支援を含めたキャッチフレーズの中で、平川市に住みたい・産みたい・育てたい、そういうまちづくりを今まで表明しておりますので、その辺も考えながら、今後対処してまいりたいと思います。このほかの御質問は、健康福祉部長から答弁させます。

○議長（桑田公憲議員） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（工藤伸吾） 私からは、おむつ、ミルク等の購入支援についてお答えいたします。当市では、国や県の法令や制度に基づいた子育て支援関連の事業のほか、平成30年度に設置した子育て世代包括支援センターにおいて、母乳ケアやショートステイ事業などの主にソフト面での産前産後に特化した事業を展開しているところでございます。

議員御指摘のおむつやミルクなどの購入支援については、次代を担う子供たちの健やかな成長を市全体で祝福し、保護者への経済的支援を図るものと十分承知しておりますが、当市におきましては、引き続き、妊娠期から子育て期の切れ目のない、包括的な支援に重点を置いた事業に取り組んでいきたいと考えておりますので御理解をお願いいたします。

○議長（桑田公憲議員） 工藤貴弘議員。

○5番（工藤貴弘議員） 出産育児一時金については、国が今まさしく議論を進めようとしているので、この動向を注視していくということでございました。それはそれで全然異論もないんですけども、ではつぶさに注視していただきたいと思っております。もし必要であれば、即検討していただきたいと思っております。おむつ、ミルク等への支援でありますけれども、市のほうでは包括的な妊娠から出産まで切れ目のないソフト面での支援を今重視している。それは、そのとおりでいい試みだと私も評価するところですが、先ほど例に挙げた明石市では、赤ちゃん見守り事業の延長線上にあるような形で、出産を経験した女性の方を雇用といいますか、協力を仰ぎ、月に1回カタログから赤ちゃん用品を届けつつ、そして子育てに対する悩み事とかも聞き取りしているということですので、こういったこともやっている地域もあるよということは、頭の片隅にでも留めていただければと思います。

では次の質問に移ります。次に、大項目の3 子供たちの読解力向上について、お尋ねします。私は、読解力をあらゆる学習の基礎であり、生き抜くための力そのものであ

ると認識しています。

近い将来、AIやIoTの技術が目覚ましく発展し、人間の働き方どころか生活そのものの変化が予測されるからこそ、生き抜くための力である読解力の向上が重要であると考えています。

2018年にOECD加盟国が行った国際学習到達度調査において、我が国は、数学的リテラシー、科学的リテラシーは世界トップレベルを維持したものの、読解力については、その前に実施した2015年の調査よりも順位が低下しているとのこと。この調査はおおむね高校1年生を対象に行うものということでございますが、この読解力を文章やグラフ、図表等を読み解く力と捉えた場合、本市の児童、生徒の読解力はどのような状況であるのかお知らせください。

次に、(2)リーディングスキルテストの導入についてお尋ねします。リーディングスキルテストとは、国立情報学研究所が考案した150字程度の短文を正確に読み解く力を測定、診断するテストのことです。近年、埼玉県戸田市や福島県相馬市など、このリーディングスキルテストを導入し、児童、生徒の読解力を把握した上で授業の改善に取り組み読解力の向上を図る自治体がありますが、本市でもこのテストを導入する考えはあるのかお知らせください。

○議長（桑田公憲議員） 教育長。

○教育長（須々田孝聖） 私からは、リーディングスキルテストの導入についてお答えします。

議員御指摘のとおり、リーディングスキルテストは、児童、生徒の読解力に特化して、その能力を把握し、子供たちの読み解く力を細かく分析するための検査であると捉えています。ただ、公教育の指針である学習指導要領が掲げる、身に付けさせたい資質・能力は、読解力のみにとどまらない相互に関わりあう総合的な学力、これを生きる力と呼んでおりますが、それを求めており、それがどのくらい身に付いているかを把握しなければなりません。

当市ではこれまでお話しした総合学力調査を実施しており、児童、生徒の読解力も含めた学習指導要領で求められる幅広い資質・能力を把握し、その結果を考察し、授業改善に生かすといったPDCAサイクルを回して、学力向上につなげております。

また、複数の調査を実施している中、さらに新たな調査をすることで、その分析や対応に追われ、子供に指導したり、向き合ったりする時間が不足するデメリットも想定されます。

したがって、当面は、現在当市で実施している総合学力調査を活用して、読解力も含め、今求められる学力全般を把握していきたいと考えておりますので、リーディングスキルテストの導入は考えてございません。

このほかの御質問については、教育委員会事務局長から答弁させます。

○議長（桑田公憲議員） 教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（一戸昭彦） 私からは当市の児童生徒の読解力向上についての御質問にお答えいたします。

子供たちの読解力向上は議員御指摘のとおり、国際化やAI時代到来の中で生き抜く力として、物事を正しく読み取る読解力は、学力の根幹の1つであり、当市の子供たち

にとっても欠かせないものであります。

読解力を文章やグラフ、図表を読み解く力と捉えますと、当市における読解力の指標としては、国語の領域、読むことと、算数・数学の領域、データの活用における平均正答率が相当します。

この視点で見ますと、令和3年度は、全国学力・学習状況調査の国語、読むこと、平均正答率が、小学6年で全国の47%に対し46%、中学3年で全国の49%に対し47%、算数・数学、データの活用の平均正答率は、小学6年で全国の76%に対し77%、中学3年で全国の54%に対し52%となっております。

加えて、当市で実施している総合学力調査の国語、読むこと、平均正答率は、小学6年で全国の63%に対し64%、中学2年で全国の73%に対し71%、算数・数学、データの活用の平均正答率は、小学6年で全国と同じ69%、中学2年では全国の28%に対し30%となっております。

総括しますと、当市はプラスマイナス2%の中に値し、全国と同程度の力と言えます。

○議長（桑田公憲議員） 工藤貴弘議員。

○5番（工藤貴弘議員） 再質問しませんので、リーディングスキルテストについて子供たちに求められる力は読解力だけではなく、それも含めた総合的な能力であると、それについては総合学力調査等の結果を踏まえて、事業や指導に反映させて、全体の底上げを図っていくということだと受け止めましたので、私もそれについては、賛同したいと思っております。現状について国語の読む力、算数等のデータの活用の理解と正答率全国平均プラスマイナス2%で、ほぼ全国の平均と同程度ということが分かりました。

では、これをより高めていくために、本市での児童生徒の読解力の向上のために、どのような取組を行っているのかお知らせください。

○議長（桑田公憲議員） 教育長。

○教育長（須々田孝聖） 現在の取組についてお答えをします。2つ、お答えします。

1つ目は、年2回の学校訪問による指導助言です。読解力も含めた、学習指導要領で掲げる資質能力育成のため、授業改善を行うよう各校に指導しております。文部科学省が求める主体的・対話的で深い学びの視点からの授業改善につながるよう、当市の学校教育指導の方針と重点にも示して、今求められる授業づくりについて指示しています。

これにより、各学校では、グラフや図表を読む、新聞等の実用的な文章に触れる機会を充実させたり、自分の意見を他者と交流させて考えを深めさせたりするなどの言語活動の充実を図り、読解力向上に努めております。

2つ目は、各種調査の分析結果の周知です。この分析結果は、読解力に相当する国語の読むことや、算数・数学のデータの活用などの領域別の平均正答率についても、学校ごとに示しており、各学校の課題改善に役立ててもらおうよう校長会で配付し、全教職員で共通理解を図るよう指示しております。

○議長（桑田公憲議員） 工藤貴弘議員。

○5番（工藤貴弘議員） 読解力の向上のために、2つの取組を行っているということでした。教育長の御答弁を聞くに包括的な取組なのかなと感じましたが、もしこの読解力。既に向上させるために行っている取組、これをさらに高めるためにはどういったことが必要であると考えているのかお知らせください。

○議長（桑田公憲議員） 教育長。

○教育長（須々田孝聖） 子供たちのさらなる読解力向上のために必要な、今後の取組についてお答えします。

学校教育の指針となる学習指導要領は、中学校が昨年度完全実施となり、今求められる子供たちの学びにおける力を細かく分析し、それを改善するための授業の在り方が確立される必要があります。

よって、読解力向上をテーマにした教育委員会主催の研修を実施し、先生方の読解力向上を意識した授業づくりの実現を目指していきたいと考えております。

○議長（桑田公憲議員） 工藤貴弘議員。

○5番（工藤貴弘議員） 委員会主催による先生方への研修を実施し、さらに子供たちの読解力を高めていくということですので、ぜひ取り組んでいただきたいと思います。

では最後に、大項目の4 ねふた展示館の在り方についてお尋ねします。世界一の扇ねふたは、本市最大の観光イベントである平川ねふたまつりの大トリを飾り、その雄大な姿が市内外の観客から高く評価され、市を代表する観光アイコンであると認識しています。

一方で、その世界一の扇ねふたを展示するねふた展示館は、建設から20年以上が経過し、設備面の老朽化が進んでいるところです。また、その機能としても世界一の名にふさわしいスケール感を堪能できる観光施設と言うよりは、単に山車を格納する倉庫としての側面が強く、現状では訪れた観光客の期待に十分応えられていないと感じています。さらに、その立地についても健康センター敷地内にあり、ねふたまつりの運行コースから奥まったところにございます。また市内の主要施設や主要道路の動線から外れていることも課題であると捉えています。

世界一の名前のとおり、ここ平川市にのみ存在するという観光資源としてのポテンシャルを秘めつつも、その魅力を十全に引き出しきれていない現状の展示館について、私なりに問題意識を持っており、これまで2度にわたり、その在り方について観光施設としての機能強化と誘客促進、ひいては地域活性化のために新設すべきとの立場で一般質問をしてきました。

その際、市長からは財政状況に配慮し、補助制度の活用を念頭に置きながら検討したいといった旨の答弁がありました。最後の質問から3年が経過し、社会情勢が激変した中であって、ねふた展示館の課題である施設の新設時期、機能、立地の3点について、市として、どのように検討を重ねてきたのか質問していきます。

まず、(1)現状と今後についてお尋ねします。ねふた展示館の近年の観光入込客数の推移はどのようになっているのかお知らせください。

次に、(2)機能についてお訊ねします。過去にねふた展示館に求められる機能について質問したところ、観光客が長時間ゆっくりと滞在できるよう改善すべき点があること、また観光案内や物産販売など機能面での内容充実を図るため、施設としてかなりの規模が必要となるといった旨の答弁でした。

この間、新型コロナウイルスの流行によって観光を取り巻く状況は著しく変化し、観光産業の関係者は苦境の中にも活路を見出そうと様々な努力や創意工夫を凝らし、新たな観光コンテンツを創出してきたところですが、これからの時代に求められる展示館の

機能について、どのように考えているのか改めてお知らせください。

最後に、(3) 場所についてお尋ねします。ねふた展示館を新設するに当たり、最も考慮すべきポイントは、その場所であると私は考えています。

冒頭でも触れましたが、現在の健康センター敷地内では、ねふたまつりの運行コースから奥まった場所にあり、コース付近で待機するものの観客の目に留まりにくく、また常設展示施設としても市の主要施設あるいは主要道路の動線から外れていることも、集客やにぎわい創出の観点からマイナスが多いと考えています。この秋に開庁する新庁舎は行政機能が集約されることもあり、本市の人の流れが大きく変化することが予想されます。また、それに伴い商工会が健康センター内に移転することが決定し、その跡地の利活用問題がにわかには頭をもたげ、市の中心地である平賀駅前通りに地殻変動が生じようとしているのではないのでしょうか。

私はこの平賀駅前通りの活性化をどのようにして図っていくかが、今後の平川市の趨勢を左右するものと認識し、ねふた展示館はその重要なピースの1つであると考えています。ねふた展示館が新設されるとすれば、駅前通りかつねふたまつりの運行コースに面した場所が、私は最適地と考えていますが、市はどのような場所へ新設を検討しているのか、世界一の扇ねふたの魅力を引き出し、本市の観光振興に資するという施設の主目的も踏まえお知らせください。

○議長（桑田公憲議員） 市長。

○市長（長尾忠行） 工藤貴弘議員御質問のねふた展示館の在り方についてお答えをします。まず、施設に求める機能についてであります。現在の施設は、世界一の扇ねふた本体と各種資材の保管のほか、ねふた外観の見学ができる機能にとどまっており、以前、工藤貴弘議員の御質問にお答えしたとおり、観光施設としての機能が足りず、改善が必要だと考えております。

ここ2年間、コロナウイルス感染症の影響で観光客が激減するなど、観光を取り巻く環境に大きな変化がありましたが、新たな展示館に求める機能について、基本的な考えは変わっておりません。物産販売や観光案内、ねふた体験の提供など、観光客がゆっくり滞在できる機能を充実させたいと考えております。

次に、新設する場所についてであります。議員御指摘のとおり、ねふたまつりの運行コースに面することや、商店街を形成する平賀駅前通りの活性化を考慮すべきとの考えには私も同感であります。

世界一の扇ねふたは、本市のねふた文化のシンボルであり、これを展示する施設を市の観光拠点として、まちのにぎわい創出や交流人口の拡大に生かしていくことが重要であると考えております。そのためにも観光、商工、まちづくり団体など、様々な分野の方の意見を伺いながら、平賀駅前通りから中央公園一帯の活性化につながるような場所を選定したいと考えております。

このほかの御質問については、経済部長から答弁させます。

○議長（桑田公憲議員） 経済部長。

○経済部長（對馬一俊） 私からは、施設来訪者数の実績と推移についての御質問にお答えいたします。

ねふた展示館の観光入込客数については、常駐するスタッフがいないこともあり、こ

れまで把握しておりませんでした。そのため、観光入込客数調査も対象施設となっておりませんでしたので、御理解くださるようお願いいたします。

○議長（桑田公憲議員） 工藤貴弘議員。

○5番（工藤貴弘議員） まず、入込客数について、常駐スタッフがいないので把握の対象となっていないということでございましたが、こちら今後スタッフを常駐する考えはあるのか。それとも、私近所に住んでるので、正直言ってほとんど観光客の方いらっしやらないと思います。建物に入ればねぷたばやしは聞こえているんですが、これ私の自宅まで届くんです。ただ1日中家にいるわけではないので定かではないんですが、コロナ禍もあったかもしれませんが、展示館からのねぷたばやしは聞こえていない、観光施設、観光スポットとして現状、特別視する施設ではないという認識なのか、今後、常駐スタッフの設置等、市のねぷた展示館に対する立ち位置というか、そういったものどういうふうに捉えているのかお知らせください。

○議長（桑田公憲議員） 経済部長。

○経済部長（對馬一俊） まず、世界一の扇ねぷたに関しては、そのとおり世界一の大きさを誇るものであり、観光誘客に向けたポテンシャルとしては非常に大きいものを持っているかと思えます。ただ、議員からも御指摘のあったとおり、今現在の施設を考えると、観光施設、誘客施設としての機能が当然十分持っていない。それから立地にしかり、そういったところの課題等もございますので、先ほどの市長の答弁にもございましたし、議員から御指摘のあったとおり、その設置の場所とか機能につきましては今後、構想づくりの中で議論を進めていきたいと思っております。

それからスタッフが常駐するかしないかについては、当然ながら今現在のような機能しか持ち合わせてございませんので、あえてそこに専門のスタッフを常駐することは、現時点では考えておりませんので御理解くださるようお願いいたします。

○議長（桑田公憲議員） 工藤貴弘議員。

○5番（工藤貴弘議員） 少し質問を変えて、ねぷた展示館建設から20年以上が経過して、その老朽化が進んでおります。現在の展示館の状態はどのようになっているのでしょうか。

また、このまま施設を継続して当面は使用していくと思うんですが、今後いつ頃どのような整備・補修が必要となってくるのか、現時点で把握しているものがあればお知らせください。

○議長（桑田公憲議員） 経済部長。

○経済部長（對馬一俊） ねぷた展示館は平成12年12月に供用を開始し、平成21年度に2階観覧通路連結工事を行った以外には、大きな改修を行っておりませんでした。

現在、躯体において、鉄骨の一部に錆が見られる以外に大きな損傷は見られませんが、シャッター設備に、開閉時の異音や自動停止装置の不具合など、軽微な修繕が生じております。現在の施設を継続使用する場合に必要な改修につきましては、当面、シャッターの更新を見込んでいるところでございます。

○議長（桑田公憲議員） 工藤貴弘議員。

○5番（工藤貴弘議員） まあ現状としては鉄骨の不具合ですとか、シャッターの不具合、いずれも軽微なものであるということでありました。先ほど立地の話をしたとき、

市長からの答弁では、にぎわい創出、交流人口の拡大、そのために様々な分野の代表者の方の意見を聴取し、駅前通りの活性化を踏まえて検討していくということでございましたが、そのねぶた展示館の具体的な新設時期について、いつ頃になると見込んでいるのかお知らせください。

○議長（桑田公憲議員） 市長。

○市長（長尾忠行） ねぶた展示館の新設時期でありますけれど、今定例会の補正予算に計上して審議していただいている平川市産業振興に係る基礎調査業務、この中で、ねぶた展示館の建設も見据えた平賀駅前通りの活性化についての検討資料となるよう、現状の課題の洗い出しも行いたいと考えています。

なお、当業務は平賀駅前通りだけを対象とするものではありませんが、民間のシンクタンクに委託することで、専門的な視点で産業振興に係る地域課題を洗い出して、その結果を踏まえた構想づくりを進めてまいりたいと考えています。計画どおり事業を進めることができた場合でも、構想づくりは来年度以降の着手を予定しており、その新設時期をお示しできるまでには、時間がかかると思います。

ただ、考え方そのものにつきましては、議員から御指摘いただいたような形での構想ってというのが、生きていくのかなというふうには思っておりますが、先ほど申し上げました、その民間のシンクタンクを活用しながら、平川市産業振興に係る基礎調査業務を今やろうとしておりますので、その中で中央公園付近、まだ市街化区域の中での共済組合の跡とか空き地もございますし、かつての福祉センターの空き地といいますか古くなった、今物置に使っている建物もございます。そういうところを踏まえながら、総合的に判断して考えていきたいと思っております。

○議長（桑田公憲議員） 工藤貴弘議員。

○5番（工藤貴弘議員） 調査等を踏まえ順調にいったとしても、本格的に検討に入るのは来年度以降で、具体的な新設時期はもちろん見通しが立っていないということで、以前一般質問した際にも、この問題は拙速ではいけないというふうに、私言ったことがあるかと思っておりますので、ただし急いでほしいとも、こう矛盾する感情もあります。とにかく、この調査そして来年度以降の検討事項を、見守っていきたいと思っております。

最後にかつて質問した際に、ねぶた展示館の新設については、市の総合的な活性化創出を議論する会議の設置を検討するというふうに答弁されたことがありました。その後どのようなようになったのかお知らせください。

また設置されていた場合、具体的にどのような議論があったのかも併せてお知らせください。

○議長（桑田公憲議員） 市長。

○市長（長尾忠行） 以前、工藤貴弘議員の御質問にお答えいたしました、駅前通りや市役所中央公園などの総合的な活用を議論する会議の設置については、今現在のところ設置はしていません。前も申し上げたと思いますが、財政状況等を考慮しながら、その可能性を探っていききたいというふうなことも申し上げたというふうに記憶しております。これも先ほど申し上げました、現在、産業振興に係る基礎調査を進めておりますので、この結果などを踏まえながら段階的に進めていききたいというふうに思っております。

○議長（桑田公憲議員） 工藤貴弘議員。

○5番（工藤貴弘議員） 基礎調査、繰り返しになりますが、進展を見守っていきたいと思っております。ぜひ、今の世界一の扇ねふた、その魅力を生かすための展示館どういったものになるのか期待しています。もしいいものができれば、これもまた平川市に人を呼び込む起爆剤になると思っておりますので、よろしくお願い申し上げ質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（桑田公憲議員） 5番、工藤貴弘議員の一般質問は終了しました。
午後2時20分まで休憩いたします。

午後2時09分 休憩

午後2時20分 再開

○議長（桑田公憲議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

第9席、2番、山谷洋朗議員の一般質問を行います。

山谷洋朗議員、質問席へ移動願います。

（山谷洋朗議員、質問席へ移動）

○議長（桑田公憲議員） 山谷洋朗議員の一般質問を許可します。

○2番（山谷洋朗議員） ただいま議長より一般質問の許可を頂いた第9席、議席番号2番、新生会の山谷洋朗です。与えられた時間を有効に使い、質問させていただきますのでよろしくお願いいたします。それでは、通告に従い順次質問させていただきます。

まず、平川市の観光の振興について、誘客促進の手法について私の提案も含めて3つの項目に分けてお伺いします。

1つ目は、情報発信についてお聞きします。第2次平川市長期総合プランの中の後期基本計画には、本市への誘客促進の手法として、SNSや動画投稿サイト、ビデオ通話サービス、マスコミを活用した情報発信を行うとありますが、具体的にはどのようなことを行うつもりなのかお聞かせください。また、現状ではどのようにして情報発信をしているのか、そして本市のSNSに関して現在のフォロワー数、加えて市の観光キャラクター、ヤーヤくんの活用について、今までの実績も含めてお知らせください。

2つ目は、情報発信の施策に挙げている、観光・物産・食を一体化させたPRについてお伺いします。この3つの項目を一体化させるということについて、具体的にどうということなのか教えてください。また、このことに関しては、現在、本市出身の俳優を起用したプロモーション映像を作成してPRしていると思いますが、そのほかにはどのようなPR活動をしているのか。また、今後の進め方についてのお考えも併せてお聞かせください。

3つ目は、冬季間の誘客促進についてであります。後期基本計画の中にも、本市において、冬季間の誘客が重要課題であると認識している中で、冬に行われる平川市の風物詩ともなりつつあるイルミネーションプロムナード事業は、平成27年度から実施されております。まず、この事業のこれまでの成果を簡単にお聞かせください。また、このイルミネーションを見るために、市内外から多くの方が訪れていますが、最も重要であると考えられる来訪者数の把握が、いささか明確ではないと感じていますが、今後、来訪者数の把握方法に関して、見直しする考えがあるのかどうかお聞かせください。また、見直

しするお考えがあるのならば、どのような方法を考えているのかも併せてお聞かせください。

最後に、一部の市民からは、この事業がマンネリ化しているとの声も聞こえてきています。今後は世界的な経済事情から電気料金の高騰も予想される中での事業ではありますが、冬季における本市への誘客促進に関しては、今現在、最も有効な事業であることを踏まえて、今まで以上に創意工夫して、この事業を強化できないものなのか市長の考えをお聞かせください。

○議長（桑田公憲議員） 市長。

○市長（長尾忠行） 山谷洋朗議員御質問の観光の振興についての御質問のうち、私からは、冬季間の誘客促進についてお答えをします。

最初にイルミネーションプロムナード事業の成果についてであります。当事業は、冬季間の平賀駅前通りをイルミネーションで装飾し、にぎわいを創出することを目的に開始しました。

LED電球は、毎年度デザインを工夫しながら数を増やし、現在は約10万球を装飾しております。また、平成30年度からは友好都市の台湾台中市から輸入したちょうちんを設置、昨年度は、同じく友好都市の鹿児島県南九州市の竹を活用したキャンドルも新たに加えております。

イルミネーションに関する成果の1つとしまして、昨年11月から今年2月末日までの市観光協会ホームページへのアクセス閲覧数は、5万2,999件、このうちイルミネーションのページ閲覧数は1万8,600件と、昨年と比べてどちらも5,000件以上増加しており、多くの方に興味をもっていただいているものと感じております。

次に、来訪者数の把握についてお答えします。これまでは、平賀駅前通りを通る人数を調査する交通量調査をイルミネーション期間中に年2回実施しております。議員御指摘のとおり、事業成果を把握する方法については、来訪者へのアンケート調査を加えるなど見直しを検討いたします。

続いて、誘客の取組についてお答えします。事業を実施するに当たっては、イルミネーションを見てもらうだけでなく、飲食店などにも波及効果が生まれるよう、店舗へのちょうちん貸出しなど、連携事業も展開してきました。また、昨年12月には、商工会などを会場にクラフトとフードのイベントを開催し、多くの来場者でにぎわいました。今後も観光協会をはじめ商工会、飲食店等と連携してにぎわい創出につなげてまいりたいと考えております。

このほかの御質問については、担当部長より答弁させます。

○議長（桑田公憲議員） 総務部長。

○総務部長（対馬謙二） 私からは、情報発信のSNSのフォロワー数についてと、プロモーションの取組について答弁いたします。

まず、SNSについては、市のイベントや事業に関する情報、市の魅力を広く発信するため、ツイッター、インスタグラム、フェイスブックの3種類を運用しており、それぞれのフォロワー数は、5月の末時点で、ツイッターが1,880人、インスタグラムが1,346人、フェイスブックが629人となっております。

次に、プロモーションの取組につきましては、これらのSNSを活用し、美しい風景、

グルメ、イベントの様子などを撮影した画像や動画を投稿することで、市の魅力を伝えていきます。また、地域の話題、イベントの開催や市の事業の実施予定などをマスコミへ積極的に情報提供し、露出の機会を増やすことにより、市のPRに努めております。

○議長（桑田公憲議員） 経済部長。

○経済部長（對馬一俊） 私からは、情報発信に係る取組と、観光・物産・食を一体化させたPRについての御質問にお答えいたします。

まず、情報発信についてであります。現在は観光協会と連携をし、SNSを活用してこちらから情報発信するだけでなく、一般の方に市内の写真などを投稿してもらうことにより、情報の拡散につながる取組を行っております。

ヤーヤくんの活用実績につきましては、市内外でのイベント出演回数が、平成29年度が7回、平成30年度が9回、令和元年度が2回となっております。令和2年度、令和3年度は新型コロナウイルス感染症の影響によりイベントが中止となったことなどから、出演はありませんでした。

次に、観光・物産・食を一体化させたPRについてお答えをいたします。

一体化させたPRとは具体的にどういうことなのかとの御質問でございますが、パンフレットを例にしますと、見どころと一推しの食べ物、そして帰りの土産品に至るまで、一体的に伝わるような情報発信ということでもあります。

近年、食と土産品の分野において平川サガリの誕生やアルコール商品の開発など、新たな資源が増えたことは大変喜ばしいところであり、市内観光施設や飲食店とのタイアップを促進し、観光商品としての磨き上げを図ってまいりたいと考えております。

○議長（桑田公憲議員） 山谷洋朗議員。

○2番（山谷洋朗議員） 1つ目の情報発信については、これまでも様々な手法を用いて周知に努めてきたということが御説明から分かりました。

また、SNSのおおよそのフォロワー数、3項目に分けて御説明ありがとうございました。また、イメージキャラクターがどのように活用されているのかも、説明の内容から回数とかも分かりました。今後は、さらなる情報発信の強化に努め、特に観光キャラクターでもあるヤーヤくんをもっともっと前面に打ち出してみたいかでしょうか。皆さんも御存じのとおり、各自治体特有のこのイメージキャラクターを巧みに活用して膨大な経済効果をもたらしているという例もたくさんございます。なので、ぜひとも本市のキャラクターであるヤーヤくんの活用方法に、もっともっと工夫を凝らしてみたいかでしょうか。御答弁は要りません。

2つ目の観光・物産・食を一体化してのPRについても、パンフレットに3項目を一体化させて配付しているということが分かりました。プロモーション映像のほかにも様々な工夫を施して観光・物産・食の情報発信に努めておられるようなので、今後も平川市のすばらしさを広く周知させることもできる情報の発信に、努めていただきたいと思います。

3つ目の市長のほうからお聞きしました冬季間の誘客については私の提案も含めて再質問させていただきます。

来訪者の把握方法、アンケートを取ったりとかという話を頂きました。やはり市長も申しましたが、来訪者の数を的確に把握してこそ、次年度への課題が見えてくると思う

ので、ここはしっかりと来訪者の人数把握に努めてください。お願いします。

また、イルミネーション点灯期間にはこれとタイアップさせて、昨年度もイベントを開催したりしているということもお話いただきました。でも、市民からは何か物足りないとか、1回見れば後はいいなどの声が聞かれます。

そこで1つお尋ねします。平川市の代表的な冬の風物詩として定着しつつあるこの事業で、理事者側の方が何か物足りないなと思うものがあつたら、具体的にお聞かせください。

○議長（桑田公憲議員） 経済部長。

○経済部長（對馬一俊） ただいまのイルミネーションプロムナードに関して、何か物足りないところあればということで、直管の私担当部長が申し上げるのもあれですけども客観的に見ればですね、まず、議員御指摘のとおり光の見せ方というのが、大体その中央公園の付近、それからポケットパークでしたか、それから駅前通りがあつて農協までということで、多少は工夫をしながら我々は業者の方と打合せをしながらですね、何とか工夫お願いしますというやり取りはさせていただいております。その中で毎年振り返りをいたしまして、今年担当課で話があつたのは、せっかく中央公園のほうに大きな木とかあります。ですので、例えばその1本の大きな木のほうに、シンボルツリーとしてこういう見せ方ができないか、それが業者のほうで果たして施工が可能かどうか。今年またやるときにですね、その事業者との打合せの中でそういったところの見せ方の工夫もですね、やっていかなければいけないと思っておりますし、議員御指摘のとおりだと思います。

それから、市民の方の声もまあ実際のところそういった声が上がっているということも、想定できております。ですので、そこでの見せ方の部分と、あとはやっぱり冬場は寒い時期でございますが、単に見て通るだけではなくて、そこにちょっと止まっていたら、例えば温かいものですとか、ちょっとそこにいてこう雰囲気味わって30分くらい長ければ1時間でもですね、いるような仕掛けづくりができればいいなということは、これまでもちょっと課題として捉えておりました。

○議長（桑田公憲議員） 山谷洋朗議員。

○2番（山谷洋朗議員） 大変詳しい御説明ありがとうございました。今年考えているそのツリーが、人の目をおそらく引くと思うので何とか前向きに検討して、計画どおり進むことを願っています。

この項目で取り上げた、私が不足しているなと思うのは、私案ではありますが前の項目で取り上げた観光・物産・食が一体化されていないのが、この声につながっているのではないかと考えています。

先ほど経済部長のほうからもお話がありました。何か温かい飲物とか、私もそこだと思ふんです。昨日、福士 稔議員の質問の中でも祭りで人がにぎわうのは、出店が立ち並び、食べたり飲んだりすることも楽しいからだという話をなされていました。私もこのイルミネーション事業で工夫してほしいことは、観光と食を融合させてみてはどうかということです。夏の祭りとは違い、雪の降る冬には、出店を並べてというのは多少問題が生じてくることも考えます。ならば、出店の代わりになるものはないかと自分一人でちょっと考えてみました。そして、これなら工夫すればどうにかできるとたどり着いた

のがキッチンカーの活用です。例えば週末に、このキッチンカーもイルミネーションに同化するようにきらびやかに化粧させて、数台のキッチンカーで食べ物や飲物を提供するだけで、訪れる人の数は格段に増えると考えのですが、このキッチンカーを活用させてはという私の提案について市の見解をお聞かせください。

○議長（桑田公憲議員） 経済部長。

○経済部長（對馬一俊） キッチンカーの御提案でございますけれども、議員御提案のとおり誘客の方法として、ああいった寒い中ではキッチンカーが有効であると考えておりますので、関係者と検討したいと思います。そしてまた、キッチンカーをイルミネーションと一体的にライトアップするような、そういったことも可能か否かも含めて協議してまいりたいと思います。

○議長（桑田公憲議員） 山谷洋朗議員。

○2番（山谷洋朗議員） 前向きに検討してくださることをお願いいたします。

では、もう一つ再質問いたします。イルミネーション事業をテレビなどのメディアを活用して、もっともっと大々的に周知させることはできないものかと、私はずっと以前から思っていました。特にテレビの効果は絶大ですので、先ほども述べさせていただいた本市のイルミネーション事業の内容をもっともっと充実した内容として、テレビ取材を受けて、情報番組やニュースなどで取り上げてもらえるようにしたらいかかと思いますが、市長のお考えをお聞かせください。

○議長（桑田公憲議員） 経済部長。

○経済部長（對馬一俊） 議員御指摘のとおり、メディア露出が増えることは誘客に効果的であると考えます。イベント内容を充実させることはもちろん、取材依頼の投げ込みにも今まで以上の創意工夫を増やすことでマスメディアの関心を集め、多くの取材を受けてニュースや情報番組などで取り上げてもらえるよう努めてまいりたいと思っております。

○議長（桑田公憲議員） 山谷洋朗議員。

○2番（山谷洋朗議員） ありがとうございます。今年の冬はコロナ禍も収まってくることを願いつつ、さらに今年の冬のイルミネーション時期には、多くの人がこの平川市を訪れてくれることを願って、この質問は終わらせてもらいます。

引き続き2つ目の質問に移ります。8月に実施される東北総合体育大会について質問します。

まず1つ目は、大会時における新型コロナウイルスの感染予防についてお聞きします。今大会では、ウエートリフティングと柔道競技の2つが平川市で行われ、選手団の数だけでも600人程度と聞いております。さらに応援する方々や一般の観戦者を含めると、どれくらいになるのか検討もつきませんが、とにかく今までにない人の出入りの激しさと混雑が予想されます。今現在少しずつではありますが、この平川市でも新型コロナウイルス感染者の数は少なくなっている気がします。市民からも安堵の表情がうかがえるようになってきている今だからこそ、多くの人出入りがある、この大会での感染予防対策は厳しく行ってほしいと思います。もちろん大会本部からのガイドラインに沿って対策は講じられることと思いますが、本市独自の感染対策の具体的な考えがあったらお知らせください。

2つ目の大会における受入体制の整備について質問します。この受入体制の整備というのは、さきに述べた感染対策とはまた別に違った意味の趣旨で質問いたします。

本大会には東北各地からたくさんの方々を訪れます。このことは、大会の開催地に選ばれたことによって、本市にとって、この平川市をPRする大きなチャンスでもあると考えます。だからこそ、このチャンスを逃してはならないし、そのために必要なことは何かということをおの提案を含めて質問させていただきます。

他の自治体でもこのような大会が開催される時は、会場に観光案内のパンフレットや案内板などを掲示したり、またその自治体独自の受入体制を整備しています。本市でも、もちろんおもてなしの心で受け入れることを検討していると思いますが、特に私は、会場となるひらかわドリームアリーナや、その近くで飲食する店が少ないことから、昼食などで、お困りになる方も多数出てくるのではないかと危惧しております。このことから、平川市特有の食に関してのおもてなしを各部署や各団体と連携して行ったらいかがかと考えますが市の見解をお聞かせください。

○議長（桑田公憲議員） 市長。

○市長（長尾忠行） 御質問の東北総合体育大会についての質問のうち、私からは、受入体制の整備について答弁をいたします。

山谷洋朗議員より、東北総合体育大会において、会場にブースを設け、市独自の食を生かしたおもてなしとして、来場者に食を提供し、平川市をPRしてはどうかとの御提案がございました。前回、平成28年に青森県において東北総合体育大会が開催された際には、当市の競技会場である平賀体育館において出店は行っておりませんでした。

今回、青森県実行委員会事務局に対し大会における出店の可否について確認したところ、必要な感染対策を講じることを前提に、物産ブース等の設置については特段の制限はないとの回答を得ております。また、これまでの他県の大会においても、開催地をPRするためのブースの設置などが見られ、東北各地から多くの選手や関係者が集まる大会であることから、来場者に対して当市をPRできる絶好の機会であるものと考えます。

その一方で、当市で開催される柔道競技について、先日、青森県柔道連盟が県の実行委員会に対し、感染対策を徹底する考えから、無観客による大会開催の申請を行ったと聞いております。これを受けて、感染防止対策として無観客で開催する競技会場において、地元特産品等の物産ブースを出店し、人が集まる場所をつくることは控えるべきではないかと考えます。

感染対策を講じた上で当市をPRする方策について、今後、関係機関、団体等と協議しながら、実施について総合的に判断してまいりたいと考えております。

このほかの御質問については、教育長が答弁をいたします。

○議長（桑田公憲議員） 教育長。

○教育長（須々田孝聖） 私からは、御質問の東北総合体育大会における新型コロナウイルス感染症の感染対策につきましてお答えします。同大会の青森県実行委員会が策定したガイドラインにより、大会開催の可否の判断、参加者の大会参加の可否の判断、競技会場への入退場時等におけるチェック、それから観客への対応等の取扱いについて示されております。

選手や大会関係者には、大会参加2週間前の行動記録と健康観察記録を義務付け、競

技会場を入退場する際に、これらの記録が記された健康観察記録証明書等の提示を求めることとしており、これを提示できない場合、競技会場には入場できないなどの感染防止対策が講じられています。

そのほか、各競技会場における感染対策については、各競技会場で定め、遵守することとされていることから、議員御指摘のとおり、競技の開催会場として徹底した感染対策が必要であるものと考えております。

大会関係者が競技会場へ入場する際の検温の徹底や、有観客の場合には観客と選手等関係者の出入口を区別するほか、有効な感染防止対策について、今後設置を予定している平川市実行委員会や各競技団体と協議しながら決定し、万全な感染対策を講じてまいりたいと考えております。

○議長（桑田公憲議員） 山谷洋朗議員。

○2番（山谷洋朗議員） 感染対策には万全の体制で臨むということが御説明からよく分かりました。出入口を区別したり検温とかはもちろんのことですがけれども、とにかく徹底して行うという入場規制も徹底して行うお話を聞いて安心いたしました。とにかく感染予防対策の強化にお話のとおり努めていただいて、訪れた方々の健康を守っていただきたいと思っています。よろしくお願いします。

2つ目の大会における受入体制の整備に関して再質問いたします。市長のお話から、柔道競技は無観客というお話をいただきました。ウエートリフティング競技も同じく無観客となるのでしょうか。

○議長（桑田公憲議員） 教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（一戸昭彦） 現時点で分かっていることとしましては柔道競技に関しましては無観客ということで、ウエートリフティングについては、まだそういった情報来ておりません。

○議長（桑田公憲議員） 山谷洋朗議員。

○2番（山谷洋朗議員） 柔道競技に関しての無観客だからこそ、ブースとかも設けないという話はよく理解しました。あとはウエートリフティング次第なんですけれども、ウエートリフティングの競技で、もしも無観客とかそういう規制が設けられず、普通に行われたとしたらの質問をいたします。やはり食のブース、食べるころのブースとかはとても必要かと思えます。食べるということはとても大事なことで、人が腹を立てたり機嫌がよくなったりするのも、どれもこれもみんな食が絡んでくる場合が多いです。なので前の質問でも提案しましたが、例えば何回も同じような言葉を出して申し訳ないのですが、キッチンカーをまず冬場より前に、この大会でも活躍させてみてはいかがでしょうか。そのようなことをお考えしたことはありますか。理事者側の考えを聞かせてください。

○議長（桑田公憲議員） 教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（一戸昭彦） まずこの大会なんですけれども、まずウエートリフティングは8月の第3週で柔道競技が第4週になりますけれども、まず違いとしましては現時点では柔道競技が無観客で、ウエートリフティングは有観客になるかもしれませんが、違いはそれで実はこの県のガイドライン、県の実行委員会が策定するんですけども、非常に厳格化されてましてですね。入場する場合、選手また観客もですね、2週間

前から行動観察記録、健康観察記録、そういったものを提出することが必要となります。有観客の場合は、例えば選手は1階の玄関からとか、観客は2階からとかそういった区別をするものの、実は観客の方もですね2週間前からの行動記録とかそういったものがないと入場すらできないということになっております。

仮に入場した場合、例えば選手の場合もですね、会場内自由に歩き回れるわけでもなく、動ける動線も各チームごとに固定されてると、ほんとに厳格化された中での大会です。ここまで厳格化されたとなると、先ほど有観客の場合でも、なかなか人を呼び込めるそういったものは、なかなか難しいものがありましてですね、キッチンカーのお話も今ありましたが、そういったものは関係団体とか実行委員会とか、そういったものと総合的に判断して検討してまいりたいと考えております。

○議長（桑田公憲議員） 山谷洋朗議員。

○2番（山谷洋朗議員） お話を聞いてとても厳格な中での大会なんだということ知らされました。私はもうちょっと安易に考えて、多分この頃にはもう少しさらにコロナウイルスが収まって、こういっばい人が来てという、そういうイメージしかありませんでした。でも、今お話を聞いて、まだまだ大変なんだということを実感しました。もしも普通の状態であったならば、やはり食を、平川市のおいしいものを何とかPRしてほしいという趣旨の私の質問でありましたが、今のお話を聞いてそれを強く出すことはちょっと申し訳ないので控えさせていただきます。

最後に、平川市を訪れる方々、また4年後には国体があり、この平川市を訪れる方々がいっぱいおります。そのときにやはり今回のこのおもてなしによって、「平川っていいとこだな」とか、「また平川がいいなあ」とかそういう声が聞こえてくるような、そういう受入体制にしてほしいなということを願って、私の質問は終わらせていただきます。

○議長（桑田公憲議員） 2番、山谷洋朗議員の一般質問は終了しました。

以上で、本日の日程は全て終了しました。

次の本会議は明日午前10時開議とします。

本日はこれをもって散会します。

午後2時59分 散会

1 官製談合などの不正行為防止策について

(1) 官製談合とは・・・

国や地方自治体による事業などの発注の際に行われる競争入札において、公務員が談合に関与して、不公平な形で落札業者が決まる仕組みのこと

(2) 官製談合における禁止行為

入札談合等関与行為防止法（官製談合防止法（官談法））で、以下の4つの行為を禁止しています。

ア 談合の明示的な指示

事業者ごとの年間受注目標額を指示し、事業者にその目標を達成するように調整を指示する

イ 受注者に対する意向の表明

受注者を指名又は受注を希望する事業者名を教示する

ウ 受注に係る秘密情報の漏えい

公開していない予定価格、指名業者の名称、入札参加業者の技術評価点等を漏えいする

エ 特定の談合の補助

指名競争入札において、事業者から依頼を受け、特定の事業者を入札参加者として指名し、入札談合を容易にする

(3) 罰則

入札談合・官製談合を罰する法律と罪名・罰則は以下の通りです。

法律	罪名	罰則
入札談合 ※	談合罪	・ 3 年以下の懲役もしくは 2 5 0 万円以下の罰金、またはこれらの両方
	収賄罪	・ 5 年以下の懲役（加重収賄罪の場合、1 年以上の有期懲役（上限 2 0 年））
	独占禁止法	・ 5 年以下の懲役または 5 0 0 万円以下の罰金（法人等の場合、5 億円以下の罰金）
官談法	入札談合関与行為	・ 5 年以下の懲役または 5 0 0 万円以下の罰金
刑法	公契約関係競売等妨害罪	・ 3 年以下の懲役または 2 5 0 万円以下の罰金またはこれらの両方

※入札談合とは、競争入札の参加者同士が落札者と前もって価格を決める不正行為のこと
参照 ベリーベスト法律事務所 高崎オフィス「入札談合・官製談合は逮捕される？談合の意味や問われる罪とは」

(4) 最近の青森県内での官製談合事件

▽西目屋村贈収賄事件（2020年12月3日逮捕）

- ・ 罪 名：官製談合防止法違反、公契約関係競売等妨害の疑い、他
- ・ 逮捕者：西目屋村長、会社役員
- ・ 内 容：村発注の給食センターで使用する機器の賃貸借契約の入札で、特定の業者が落札できるよう不正に取り計らった疑いなど

▽鶴田町贈収賄事件（2021年6月1日逮捕）

- ・ 罪 名：収賄の疑い
- ・ 逮捕者：鶴田町建設整備課長、建設会社役員
- ・ 内 容：町発注の随意契約工事を巡り、特定業者が有利になるように便宜を図って現金数十万円を受け取った疑い

▽今別町官製談合事件（2022年5月16日逮捕）

- ・ 罪 名：官製談合防止法違反、公契約関係競売等妨害の疑い
- ・ 逮捕者：今別町長、土木建築会社役員
- ・ 内 容：町発注の建設工事の指名競争入札をめぐる、特定の業者が落札できるよう最低制限価格に関する情報を漏らした疑い

(5) 官製談合などの不正行為防止策について

- 【1】 適正な入札及び契約を行うための「ガイドライン」の作成
- 【2】 守秘義務の徹底
 - ・ 秘密情報取扱規定の整備、職員からの誓約書提出など
- 【3】 厳重な情報管理
 - ・ 予定価格などの積算書類等管理方法の取決め、執務室の入場制限など
- 【4】 不正行為を起ささない職場づくり
 - ・ 職員間のコミュニケーションの確保 ⇒ 問題を一人で抱え込まない！
 - ・ 複数人で業務を相互チェックできる体制づくり
- 【5】 コンプライアンス（法令順守）の強化
 - ・ コンプライアンス推進部署の設置
 - ・ 定期的なWeb研修と集合研修の実施
 - ⇒ 談合の最新事案やそれに対する正しい対処法などの情報提供
- 【6】 相談窓口・通報窓口の設置及び内部通報職員の保護
 - ・ 公益通報者保護制度の整備
 - ⇒ 令和 4 年 6 月 1 日より「公益通報者保護法」が施行
- 【7】 デジタル技術の活用
 - ・ 電子入札システムや A I を活用したメールアドレスの導入など

改めて官製談合などの不正行為防止の徹底と更なる強化策の検討を求めると

2 教員の働き方改革の取組について

資料 2

令和4年6月7日 一般質問資料 葛西勇人作成

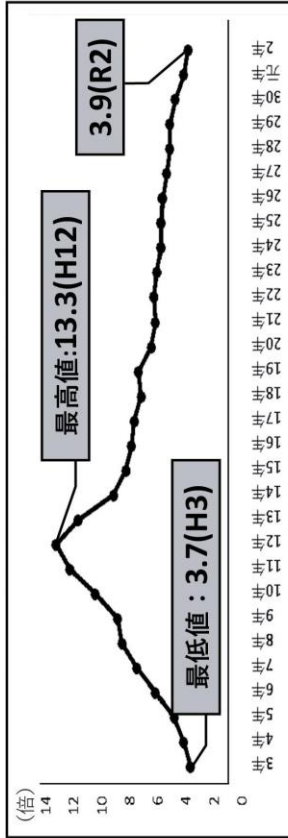
(1) 現状

- ①小中学校教員2,558人不足 ▶ 産育休取得者や病気休職者を補う人材が不足する可能性あり
- ▶ 教育現場の維持が困難
- ②教員志望者が減少傾向

■全国の公立学校の教員不足の状況 (令和3年4月の始業日時点)

公立学校	不足人数 (人)		不足が生じた学校数 (校)		学校の割合 (%)
	県内	県外	県内	県外	
小学校	1,218	12	937	9	4.9
中学校	868	5	649	4	7.0
高校	217	1	169	1	4.8
特別支援学校	255	3	142	2	13.1
合計	2,558	21	1,897	16	5.8

■全国の小・中学校と高等学校(総計)の教員採用試験競争率の推移



参照 文部科学省調査

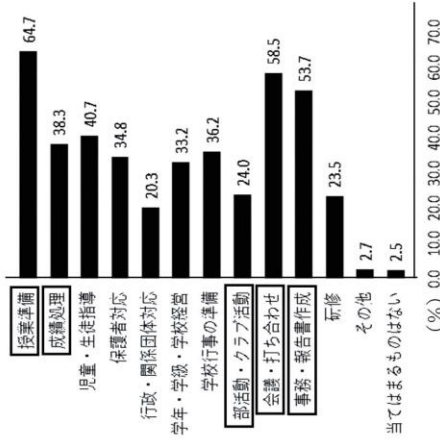
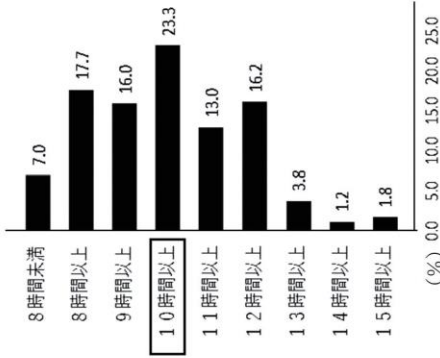
(2) 課題

- ①学校現場の多忙化
 - ②長時間労働の慢性化
 - ③新しい教育の負担増
 - ・ P C 活用した授業実践
 - ・ 小学校での英語教科化
 - ・ コロナ対策など
- ⇒課題解決に向け、国、県、市が一体となった取組が急務!

(3) 調査データ

教員の長時間労働と負担の多い業務の実態把握のため、東洋経済新報社が全国6000人の小・中学校と高校の教員に向けて実施したアンケート結果

■1日平均何時間、学校にいますか? (複数回答)



参照 東洋経済education×ICT編集チーム製作 (令和3年8月7日)

(4) 今後の当市の取組提案

【目的】

- ・ 学校現場の業務効率化による教員の指導業務・自己研鑽時間の増加
- ・ 教員の長時間労働の解消

【取組案】

- ①当市の小・中学校の教員の勤務実態、業務負担の把握
- ②負担多い業務と定型業務の効率化、及び業務見直しの検討
- ③教員の働き方改革(業務見直し手段)の実践とフィードバック

※ICTを活用した働き方改革事例

- ・ 「校務支援システム」による成績処理、事務・報告書作成の効率化
 - ・ 「情報共有システム」による教員間の教材、資料の共有化と再利用
- ※令和7年度までに休日の運動部活動などを地域団体に移行させる計画 (スポーツ庁有識者会議)

教員の長時間労働の解消のため、業務の負担軽減など「教員の働き方改革」は急務!

3 ゴルフ振興策について

(1) 目的

- ① 当市のゴルフ・観光事業の推進 ⇒ 当市にお金がかかる仕組みづくり
- ② 市民へのゴルフ普及と健康増進 ⇒ 当市のゴルフ環境の整備

(2) 現状

- ・ 市内のゴルフ場は、コンペ開催などの企業努力もあり、人気が高い。
- ・ 市内ゴルフ場は、過去5年間の延利用者数が2万5千人前後と一定に推移していることから、**固定客をつかんでいる状況**である。
- ・ コロナ感染拡大した令和2年度でも延利用者数が減少していないことから、**青森県内の利用者数（移動制限対象外）が多いと推定**できる。
- ⇒ 県外や外国のゴルフ愛好家が来市してプレーを楽しんでもらえる
- ・ **ゴルフ振興策の実施とその環境整備次第で更なる増加が見込まれる。**
- ・ ゴルフ利用税交付金は、**当市の大きな収入源**となる（約1.3百万円）。

■青森県ゴルフ場・人気順ランキング（令和4年5月26日時点）

順位	ゴルフ場	場所
1	青森スプリング・ゴルフクラブ（旧ナカア白神GC）	鯉ヶ沢町
2	津軽高原ゴルフ場	平川市
3	夏泊ゴルフリンクス	平内町
4	びわの平ゴルフ倶楽部	平川市
5	青森ロイヤルゴルフクラブ	大鰐町
6	十和田湖高原ゴルフクラブ	十和田市
7	津軽カントリークラブ・百沢コース	弘前市
8	十和田国際カントリークラブ	六戸町
9	八戸カントリークラブ	階上町
10	八戸ゴルフ倶楽部	八戸市
11	下北スリーハンドレッドゴルフクラブ	六ヶ所村
12	みちのく国際ゴルフ倶楽部	十和田市
13	青森カントリー倶楽部	青森市
14	津軽カントリークラブ 岳コース	弘前市
15	東奥カントリークラブ	青森市

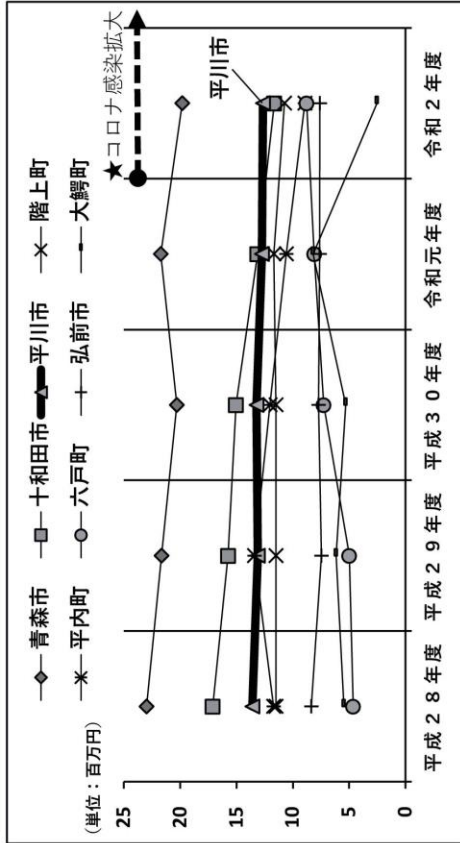
参照 「じゃらんゴルフ・青森のゴルフ場 [人気順ランキング] コース一覧」

資料3

令和4年6月7日 一般質問資料 葛西勇人作成

■青森県のゴルフ場所在の主要市町村への「ゴルフ利用税交付金」の交付状況

ゴルフ利用税交付金：税込の10分の7をゴルフ場が所在する市町村に交付



	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
全国	45,928	44,728	43,309	43,095	39,908
青森県	109.8	107.3	104.6	105.1	92.5
平川市	13.6	13.1	13.2	12.7	12.7

■ゴルフ場延利用者数（単位：千人）					
	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
全国	85,780	85,538	84,875	85,969	81,347
青森県	205.0	205.2	205.0	209.7	188.5
平川市	25.4	25.1	25.9	25.3	25.9

参照 全国のゴルフ利用税交付額、延利用者数は「一般社団法人日本ゴルフ場経営者協会」調査
青森県、平川市の利用税額は、「青い森オープンデータカタログ・統計データ」

当市のゴルフ場利用者は約2万5千人。ゴルフ振興策で更なる増加が見込まれる！

3 ゴルフ振興策について

(3) 現在の平川市のゴルフ振興策

・びわの平ゴルフ倶楽部の利用券配布 ⇒ 通常より安くプレイできる

(4) 課題

①県外や外国からのゴルフ利用客が少ない。

⇒ゴルフが当市の観光関連産業の拡大に結び付いていない。

※コロナ感染拡大前の九州と沖縄では、中国、韓国のゴルフ旅行者が多く、その地域の産業振興に寄与している。

②平川市内にゴルフ練習場が1件（約30Y打ちっぱなし）しかない。また、アプローチャやバンカーの練習場もない。

⇒市民は市外（弘前市、黒石市等）で練習⇒当市にお金落ちない

(5) ゴルフ振興策の強化について

①ゴルフツーリズムに向けた取組について

ゴルフツーリズムとは・・・

ゴルフを目的にした旅行者が観光なども楽しむ旅行スタイルのこと
(目的)

・集合において、地域、行政、民間が連携することで地方創生や、ゴルフ関連事業や市場を持続的に成長させることを見込んでいる。

(ターゲット)

- 旅先でゴルフを楽しむことを最優先としている観光客
- 休暇や出張などに加えて旅先でゴルフを楽しむ観光客
- 訪日外国人（外国のゴルフ愛好家）

【1】平川市内ゴルフ場のPR強化

- ・SNS等媒体を活用した県外、外国への当市ゴルフ情報発信の推進
- ・ゴルフ場+食、自然などの観光資源をアピールするPR動画制作

【2】ふるさと納税返礼品の拡充

- ・「セルフレシー券」のみならず、「ゴルフ宿泊パック」も設定

【3】インバウンド対応（特に中国、韓国などアジア諸国対象）

- ・多言語対応や海外のゴルフ協会との提携などの推進

【4】ゴルフ場利用客をターゲットとした観光プランの設定

- ・ゴルフ場を中心とした平川市内観光プランの設定

当市の観光関連産業の活性化と市民の健康増進⇒ゴルフ振興策の実施検討を求める！

資料4

令和4年6月7日 一般質問資料 葛西勇人作成

【5】客層に合わせたゴルフ宿泊プラン設定の支援

- ・客層に合わせてゴルフ宿泊プランを選択できるように、ゴルフ場や宿泊業者と連携し、3段階（松竹梅）の設定を目指して支援する。

要望1

●アップランドでの2万円未満/人のゴルフ宿泊プラン設定の支援

⇒富裕層向け松プランの普及価格化により、誘客と認知拡大を狙う！

●たけのこの里の復活とゆうえい館跡地への移設

⇒若者向け梅プランの設定。新道の駅いかりがせきとの相乗効果を狙う！

■平川市内のゴルフ料金と宿泊料金の合計額（令和4年5月26日時点）

ゴルフ料金 (土日祝、セルフ)	宿泊料金 (土日祝、1泊2食)	合計 (最低料金プラン)	宿泊場所 (平川市内を想定)
10,100円 ～13,200円 ※1	14,300円～※2	24,400円～	アップランド
	6,950円～※3	17,050円～	大坊温泉
	7,900円～※4	18,000円～	つがる温泉
	(5,000円～)※5	(15,100円～)	(たけのこの里)

- ※1 津軽高原ゴルフ場での最低～最高料金プラン（津軽高原ゴルフ場・ホームページ参照）
- ※2 アップランドでの最低料金宿泊プラン（ホテルアップランド・ホームページ参照）
- ※3 大坊温泉での最低料金宿泊プラン（大坊温泉・ホームページ参照）
- ※4 つがる温泉での最低料金宿泊プラン（つがる温泉・ホームページ参照）
- ※5 たけのこの里営業時の料金プランをベースに算出。1棟10,000円+大人1名様につき1,000円で8人用/棟を使った場合、宿泊料金：2,250円/人。朝夕2食で2,750円/人で計算し、宿泊料金：5,000円/人としている。

個人調べ・試算

②ゴルフ練習場の設置について

- 【1】100Y以上打ちっぱなし+アプローチャ、バンカー練習場の設置
- 【2】ショートホール・ゴルフ練習場の設置
 - ・弘前市「岩木川市民ゴルフ場」を想定 ⇒ 利用料徴収による環境整備

要望2

- 平川河川敷へのショートホール・ゴルフ練習場の設置！
- ⇒ゴルフ環境整備のみならず、平川河川敷整備による水害対策にもなる！